

平成25年第8回白石町議会定例会会議録

会議月日 平成25年12月10日（第2日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 川崎一平 | 11番 | 井崎好信 |
| 2番 | 前田弘次郎 | 12番 | 大串弘昭 |
| 3番 | 溝口誠 | 13番 | 内野さよ子 |
| 4番 | 大串武次 | 14番 | 西山清則 |
| 5番 | 吉岡英允 | 15番 | 岩永英毅 |
| 6番 | 片渕彰 | 16番 | 溝上良夫 |
| 8番 | 片渕栄二郎 | 17番 | 久原房義 |
| 9番 | 久原久男 | 18番 | 白武悟 |
| 10番 | 秀島和善 | | |

2. 欠席議員は次のとおりである。

7番 草場祥則

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

| | | | |
|-----------|------|--------|-------|
| 町長 | 田島健一 | 副町長 | 杉原忍 |
| 教育長 | 江口武好 | 総務課長 | 百武和義 |
| 財政課長 | 片渕克也 | 税務課長 | 吉原拓海 |
| 企画課長 | 相浦勝美 | 住民課長 | 一ノ瀬清雄 |
| 保健福祉課長 | 堤正久 | 長寿社会課長 | 片渕敏久 |
| 環境係長 | 稲富道広 | 水道課長 | 荒木安雄 |
| 下水道課長 | 赤坂和俊 | 産業課長 | 赤坂隆義 |
| 農村整備課長 | 嶋江政喜 | 土木管理課長 | 小川豊年 |
| 建設係長 | 木下信博 | 会計管理者 | 岩永信秀 |
| 学校教育課長 | 北川勝己 | 生涯学習課長 | 本山隆也 |
| 農業委員会事務局長 | 大串玲子 | | |

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

| | |
|--------|------|
| 議会事務局長 | 鶴崎俊昭 |
| 議事係長 | 吉岡正博 |
| 議事係書記 | 片渕英昭 |

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

1. 大串弘昭議員

1. 下水道事業について
2. 減反廃止について
3. 分譲宅地（旧白石支所跡地）について

2. 川崎一平議員

1. 防災、行政放送の考え方について
2. 新エネルギー推進について

3. 井崎好信議員

1. 平成26年度予算編成にあたって
2. ふるさと納税について
3. 交通指導員について

4. 秀島和善議員

1. 「減反廃止」は日本の農業の壊滅を意味するので断固反対を
2. 高齢者の命と生活を守るために、後期高齢者医療保険料は引下げるべきではないか
3. 道州制にはきっぱりと反対を表明して、現在の地方自治体を守るべきである
4. 全ての子どもたちの発達保障を町政の根幹に

9時30分 開議

○白武 悟議長

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

申し上げます。草場祥則議員から本日の会議に午前中欠席の申し出があっております。また、岩永建設課長から本日の会議に欠席の申し出があつておりました。木下建設係長が出席をしております。

以上、報告をいたします。

日程第1

○白武 悟議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、前田弘次郎議員、溝口誠議員の兩名を指名いたします。

日程第2

○白武 悟議長

日程第2、これより一般質問を行います。

本日の通告者は4名であります。

通告順に従い、順次発言を許します。大串弘昭議員。

○大串弘昭議員

皆様方、おはようございます。

いよいよ本年も余すところ20日ばかりとなってまいりましたけれども、当町におきましては大きな自然災害等もなく無事に本年度も終わろうとしております。そういったことで来年もまた飛躍の年になりますように町民の皆さんとともにそういった思いで頑張っていかなきゃならないという思いでございます。

それでは、今回私は3項目にわたって一般質問の通告をしております。まず、1項目めには、下水道事業についてでございます。2項目めには減反廃止について、それから3項目めには分譲宅地についてということで通告しておりますので、その順に従って質問させていただきます。

まず、1項目めの特定環境保全公共事業の件でございます。

この事業の通水式が今月の2日に実施をされました。長年懸案でありましたこの事業がいよいよ供用開始になりました。全体計画では総額100億円とも言われております大事業であります。整備期間は20年間、完了年度は平成39年、処理人口といたしましては7,300人という計画の中で第1期工事が平成20年から26年までの7年間で完成の見込みであります。その一部が今月から供用開始となっております。いよいよこの1期事業につきましても26年度で終わることになっておりますから、2期工事の計画が策定されていると思っております。そこで、担当課長に1点目の2期事業の今後のスケジュールについて、またどこの地区から事業着手をされるのか、まずこの点についてお尋ねをいたします。

○赤坂和俊下水道課長

特定環境保全公共下水道の2期工事のスケジュール、また優先順位はという御質問でございます。お答えをさせていただきます。

お話をいただきました12月2日は白石町特定環境保全公共下水道の処理場でございます白石浄化センターの通水式を供用開始の日に合わせて挙行することができました。この事業も大きな節目を迎えたと思っております。今後は、この白石浄化センターを拠点としまして白石町のまちづくり、水環境の整備に取り組んでいきたいと思っております。このような中において、今後につきましては完成した施設の維持

管理と管路の整備が主になってくるかと思っております。そこで、第2期事業計画の区域につきましては、今後の効率的な管路工事の施工や地域の状況等を踏まえまして、第1期事業計画区域に隣接した区域を計画をいたしております。白石地域では白石警察署、白石消防署、さらには白石高校や六角小学校周辺を含めた地域の東郷上、中郷、網代地区の約25ヘクタールとなります。また、また南のほうでは白石石油センターから南の白石中学校や国道に幹線管路を埋設してますJ A白石地区中央支所から南の国道沿線地域であります太原上、旭通地区の約12ヘクタールとなります。また、有明地域におきましては、旧役場や有明中学校周辺の古賀地区、またふれあい郷周辺の約6ヘクタールと思っております。合わせまして43ヘクタールの地域を平成27年度から平成31年度までの5年間で整備する計画を進めております。そのため、第2期事業計画を実施するためのスケジュールとしましては、平成26年度は都市計画法や下水道法などの関係法令の規定に基づきまして進めていくこととなります。県との第2期の事業計画の協議や都市計画の決定を行う必要があると思っております。

以上でございます。

○大串弘昭議員

今、2期工事につきまして事業計画を承ったところでございますけれども、27年から31年までの5カ年間というふうなことでございました。この事業につきましては実は1期工事、2期工事のエリアの設定につきまして、平成に入ってからこの下水道の設定、特別委員会等のもありましたけれども、その中で相当議論を交わしたところでもございます。終末処理場を決定するときもいろんな問題がありまして、最終的には東郷の移のほうに決定したわけでございますが、そのときに一応処理施設を設置する場所、その辺からぜひともお願いしたいというふうなことで来たわけでございますけれども、なかなか1期工事のエリアの問題もございましてどうしてもあの1期工事の中には当地区の処理場近くの当地区は入れなかったというふうなことでございます。ですから、そのときのことを申し上げますと、1期工事の終わった後に2期工事が入る、その2期工事の頭のほうに今言われました東郷上あるいは大戸上、中郷、網代、そういった地区をぜひとも優先的にお願いしたいということで来たわけでございますが、その点については再度、今ずっと5カ年計画の中に43ヘクタールというところできずとお話ございましたけれども、おおよそこの辺のところから27年、28年、29年というふうなことをお示しをしていただければというふうな思いでございますが。

○赤坂和俊下水道課長

管路の整備につきましては、やはり既設、第1期事業計画区域で管路の整備を行っておりますので、その管路に接続して延長を延ばしていったほうがより効率的な工事になると思っております。また、供用開始、その方に供用開始する時期もそういう方法をとったほうが速やかにできるかと思っておりますので、現在第1期事業計画区域を中心として放射線状に広がっていく計画になってくるかと思っております。

以上でございます。

○大串弘昭議員

そういうことはぜひとも頭に入れてひとつ今後の事業計画に当たっていただきたいというふうに思っております。

それでは、ここで2点目に上げておりますところの財源の内訳ということでございます。

今日、この事業の財源につきましては国からの交付金、いわゆる汚水処理施設交付金、これが50%ぐらいを占めていると思っておりますが、これが主体となって事業計画されております。あと残りを起債ということでございまして、今、過疎対策事業債あるいは下水道事業債と申しますか、そういったものでの起債で賄われていると思っております。特にこの国からの交付金につきましては平成39年度までの長い事業期間でございまして、このままの形で交付がずっとできれば一番いいわけでございますけれども、一時政権交代があったときに一騒動ありまして、この交付金がずっと続けられるかなというふうなときもございましたので、その辺のところはどういうふうな御見解を持っておられるのか、お尋ねしたいと思っております。

○赤坂和俊下水道課長

議員がおっしゃるとおり、平成22年度におきまして本町が汚水処理施設整備の進捗を図るために22年度から26年度までの5カ年の地域再生計画に基づきまして計画を作成しました。そこで、22年3月には内閣府よりその認定を受けたところでしたけれども、しかしながらその22年6月に省庁の事業仕分けと申しますか、そこで23年度からについては汚水処理施設整備交付金については廃止するというようなことが動きがございました。当時、平成23年度からは一括交付金の制度が取り出されておりましたけれども、その制度自体が詳細にわたってまだ未確定でありました。また、実効性もありませんでした。また、その汚水処理施設整備交付金にかわる代替策も考えておられなかったということで、その年の11月に知事、県内で汚水処理施設整備活用をしています2市3町の首長と国の提案活動を行っております。そのような活動を行ったこともありまして、23年度以降は汚水処理施設整備交付金については活用できているわけですけれども、この汚水処理施設整備交付金につきましては平成17年4月1日に国において地域再生法を施行して地方自治体の自主的な裁量を生かせる地域再生基盤強化交付金制度を創設されております。その中で白石町は汚水処理施設整備の進捗を図るためにこの制度を活用してきております。平成17年度から5カ年ごとに地域再生計画を作成し、内閣府より認定を受け、汚水処理施設整備交付金で対応しているところでございます。今回も、22年度から26年度までの5カ年の地域再生計画が終了することから、新たに平成27年度から5カ年の地域再生計画の認定を受けることにしております。先月11月20日におきましては、平成27年度からの地域再生計画についての内閣府からの説明があったところでございます。それによって、今後進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○大串弘昭議員

一応こういった交付金制度がずっと交付されるように、短い期間でありますと今そういう考え方は別にしましてもやはり長い事業期間となりますよと、このような交付金がぼったりほかのところに変わって、今申されました一括交付金とか、そういったことにもなりかねないようないろんな今の国の状況等もあるようでございますので、この辺については篤とずっとお願いをしてやっていただきたいというふうに思います。そういう中で、次に借入金については今起債等を言われましたけれども、過疎対策事業と、それからもう一点は下水道事業債、この2つによって今地方債でやっておられるわけですが、今年度も5億8,300万円予算に計上されております。そういったことで、非常にこういった10億円を超えるような事業になりますという交付金でできないものは起債というふうな形でそのものが財源になっておるわけですが、そういった形で今後とも長い期間、この起債が借り続けられることができるのか、この辺のところは非常に心配もするわけですが、この辺についてはどのようなお考えを持っておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

○赤坂和俊下水道課長

下水道事業の建設費の財源内訳としましては国庫補助金であります污水处理施設整備交付金及び受益者負担金を除いた財源につきましては先ほど申されましたとおり下水道事業債、過疎対策事業債より起債対応としているところでございます。そこで、過疎対策事業債につきましては平成23年度より過疎地域自立促進計画を策定いたしまして活用をしているところでございます。今後、27年度までということでお聞きをしておりますけれども、再度28年度から5カ年についてはまた過疎対策事業債の活用ができるということも聞いております。なるべく交付税措置が大きい過疎対策事業債を活用しながら下水道の事業も進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○大串弘昭議員

いずれにいたしましても今後の予算編成等におきましてはこの事業が町全体の他の事業にどのような影響を及ぼしていくのか、この辺のところは十分に見きわめをしていただきながら事業推進を当たっていただきたいということで思っております。

それでは、3点目に移りますが、この公共事業と、それから個別の合併浄化槽との工事費、あるいは維持管理費の違いについて、また負担金についてお尋ねをしておりますから、よろしく願います。

○赤坂和俊下水道課長

公共下水道と個別処理、合併浄化槽との工事費、維持管理費の違いはということで御質問でございます。

まず、污水处理施設整備につきましては白石町の総合計画や生活排水処理基本計画に基づきまして、その地域の特性に応じた事業を選択しましてまちづくりという観点から経済的、また効率的に進めさせていただいております。そこで、請求資料もございましたけれども、資料を見ていただきますと公共下水道及び合併浄化槽の工事費、

維持管理費についてということで、上段のほうは工事費の比較、下段のほうは維持管理の比較となっております。工事の比較につきましては、集合処理、農集も含めてでございますけれども、ここにおいては受益者負担金ということでお願いしております。一般家庭につきましては公共ます1基について15万円ということになります。浄化槽につきましては白石町浄化槽設置整備事業補助金において個人が浄化槽を設置される場合に補助を行っておるところでございます。また、維持管理費の比較につきましては集合処理区域について下水道料金の算出方法を記載しております。また、合併浄化槽の維持管理費についても下のほうに記載させていただいております。個別処理区域であります合併浄化槽区域と集合処理区域であります下水道事業や農業集落排水区域との公平性、平等性の観点より3町が合併しました平成17年度より個人が浄化槽を設置する場合、浄化槽の本体と浄化槽設置工事費について国の補助基準額に町の単独予算による上乗せ補助を行うようにしまして、集合処理区域の個人負担額と変わらないように浄化槽を推進しているところでございます。この上乗せ補助額は県内の他の市町に比べても高額となっているところでございます。その補助額については、資料の(2)のほうになりますけれども、国の補助基準額、上乗せ補助額、町の補助額ということで7人槽で申し上げますと、国の補助基準額は41万4,000円、上乗せ補助額が30万6,000円ということで、町としては72万円の補助をして進めているところでございます。

また、維持管理費につきましても、集合処理区域の使用料と個別処理区域の維持管理費の算定には資料にも記載しておりますとおりの算定の仕方が違っておりますので一概にどちらのほう負担が大きいということも申し上げにくいとは思っております。

以上でございます。

○大串弘昭議員

今、この比較表、資料を見せてもらっておりますけれども、一応公共下水と、それから個別の合併浄化槽の工事費についてはなかなか比較はしにくい面もございます。一番この白石町の特徴といたしましては町の上乗せ補助金が他町よりも多く補助をされていると、そういうふうなことは聞いておりますけれども、そういったことで今農集とか、あるいは公共下水とかというところの個別の工事費についてはなかなか比較、その差額といいますか、そういったものがちょっとここでは見にくいわけございまして、次に維持管理費についてはちょうどここに下水道と合併浄化槽、この辺の比較をしてございますけれども、例えば7人槽の場合の合併浄化槽は下のほうになりますが合計で5万8,705円から6万1,172円というふうなところで見えておりますよと。その辺のところで一応私が想像するところでは下水道の算出基礎の中で10立方まで1,400円、それから10立方超え30立方までが200円というところございまして、平均的に20立方使うということになりますと10立方までの1,400円と、あとの10立方分の2,000円ということで大方3,400円ぐらい、これを年間にしますと約4万円というふうな金額になるわけです。そういったことで7人槽の個別と比較しますと6万1,000円、約2万円ばかり開きがあるわけでございますが、この辺についてやっぱり町民の皆さん方、個別でやっとならいつまでも維持管理がかかるというふうなことをよく言わ

れるわけです。やはり町内に個別あるいは公共、そういった合併公共下水とこの同じ下水道の事業をやっておるわけでございまして、そういったものの開きを何とかそこにきで助成をお願いできないだろうかというふうな話も聞くわけですが、今ここで約2万円ばかりの差があるわけですが、この辺についてはどういうふうなお考え持っておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○赤坂和俊下水道課長

議員申されたとおり、集合処理区域の使用料につきましては使用した水量に応じた下水道料金を算定しますが、個別処理の合併浄化槽につきましては保守点検、清掃料等は浄化槽の規模ですね。いわゆる人槽でほぼ定額、ここで金額ですね。管理費の金額の幅があるのは同じ人槽でも最近コンパクトな合併浄化槽が普及してきております。また、そのメーカーによっても若干タイプが違いますので、抜き取り料、汚泥の抜き取り料等も変わってきますので、その辺の違いでその幅が管理費について幅があるかと思っておりますが、先ほど3,400円ぐらいということで申されましたけども、この場合は水道使用量といいたいまいしょうか、使った水量で換算しますと19立方メートルですね。ですから、白石町の農業集落排水事業を実施しておりますけれども、その区域の平成24年、昨年度の決算に基づいて算定しますと1戸当たりの平均が約22立方メートルほどになると思うんですね。ですから、22立方メートルで考えてみますと、5人槽の場合は変わらないと思うんです。その浄化槽の維持管理費と下水道料金の算定に基づいて料金を出した金額と変わらないと思っておりますけども、7人槽についてはこの維持管理費を水量で換算しますと26立方メートルぐらいになりますので、若干大きいかなと思っておりますけれども、これは一概に平均で申し上げることなかなか難しいと思っております。といいますのは、その集合処理区域内においても水量を使わない方と余計使う方があります。集合処理区域においてはなるべく水量を使わなかった方が維持管理費が安くなるということになりますよね。合併浄化槽区域におきましては、その人槽である程度定額だということで申し上げましたけども、この場合は水量、よく多く使ってもある程度維持管理が同じであって、ですから浄化槽区域の方については水量を使わない方は負担が大きいねという思いがあるんじゃないかなと思っております。ですから、その区域区域の中にも水量を使うか使わないかによってもその不公平感といいたいまいしょうか、そういう意見が出ているのかなという気がします。ですから、浄化槽区域と集合処理区域だけで見るとは思っておりますけれども、集合処理区域におきましても今後ある程度事業が進みますと、維持管理費体制が確立します。この場合、使用料の改定等も生じてくるかなと思っております。そこで、その時点において適正な使用料を設定することになりますので、将来を見据えて白石町全体の不公平感がないようなことで考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○大串弘昭議員

いずれにいたしましても不公平感というふうなことをないようにこれやってもらう

のがもう基本中の基本じゃないかと思っております。やはりどうしても個人で個別でしておられるところによりますと、やはりずっと維持管理なり点検なり、あるいは清掃といったものがついてくるわけでございまして、その辺等についてもなかなか負担が多いというふうな気持ちを持っておられる方が非常に多いような感じがしますので、その辺についてはやはり集合と、それから個別とよく今後調査をしながら、そういったことを含めてひとつ今後ともよろしく願いをしておきたいと思っております。

それでは、次の項目に入りたいと思っております。

2点目の減反廃止についてでございます。

今日私たちの町では秋の収穫もようやく終わりました冬場に向かって一斉に麦のまきつけ、タマネギ等の植えつけなど急ピッチで進んでいるところでございまして、各農家におかれましては来年度の営農計画を立てようと、そういう時期に国は突然来年度から減反補助金を削減する、減反廃止を一方向的に公表をしたところでございます。一見減反廃止と聞けば自由に米をつくっていいような感じがしますが、今日の米の消費状況を見ておられますと毎年35%減反しても米の需要は8万トンずつ減り続けておまして、来年度はさらに生産目標を26万トンも削減すると決定をしているところでございます。今後はこのような中で生産者みずからが需給のバランスを見きわめて作付計画なり、あるいは営農計画を立てるというようなことでございます。余りにも市場原理主義というふうなことでございまして、国民の食料と、あるいは生命を守る観点から随分かけ離れた思いつきの農政ではないかなというふうな思いでございます。後継者も余りない高齢者だけの農業というふうな今日でございまして、町は今後減反廃止についてどのような農政を考えておられるのか、この辺は町長に御所見を賜りたいと思っております。

○田島健一町長

大串議員からのこの減反政策といいますが、この廃止についての御質問でございます。

政府は先月11月26日の農林水産業・地域の活力創造本部において国が農家ごとに主食米の生産を割り当てて価格を維持する生産調整、いわゆる減反を5年後の2018年にはなくすという方針を決定いたしましたところでございます。これは1970年代から40年続いてきた米政策が大転換をされるということでございまして、経営所得安定対策の見直し案も示されたところでございます。これまでこの所得安定対策では生産者が生産調整に協力した場合に米の直接支払い交付金として24年度までは米の戸別所得補償交付金と言われておりましたけれども、反当たり1万5,000円が支払われていたところでございます。本町においても24年度のお金にいたしますと4億6,500万円が来たわけでございますけれども、これが先日の7,500円という半額ということになりますと、この4億6,500万円の半分でございますので2億3,200万円になってしまうということ、すなわちその2億3,000万円が入ってこないということになるわけでございます。これは農家の人たち、直接的に2億3,000万円が入ってこないこととなりますので、相当な痛手ということにはなるわけでございます。政府はいろんな形でこの転換についてはいろんな支援策を出してはいらっしゃいます。いろいろ転作を奨励する

ための助成等々もありますが、日本型直接支払制度といったものもやっていくというようにお話でございます。トータル的に生産者の経営に大きな影響を与えないようにという配慮はされているようでございますけども、しかしながら我々の目に映るのはその詳細なところがまだ見えてない、示されていないという状況にありますので、ちょっと町としても今どうやろうか、どがんだらうかというところはわからないところもあるわけでございますけども、今後町といたしましてもどのような転作の作物をつくっていくのか、農家の所得をどのように確保していくのか等については地域農業再生協議会や農協などの農業関係団体、また県などしっかりと議論をして極力生産者の経営に影響がないように取り組んでいかなければならないというふうに考えているところでございます。

以上です。

○大串弘昭議員

今、町長からもお話がありまして、まだ内容的にはまだはっきりしたことは示されていないというふうなことでございまして、なかなかその辺のところもどかしいところもあるわけでございますけども、今私たちの中には非常にこの新聞あるいは農業新聞あたりには非常に具体的な内容まで今お示しをされております。そういったことで今担当課長わかっておられる範囲で結構でございますので、その辺について新たな制度あたりも出しておられますからわかっておられる範囲で結構でございますので、お示しいただきたいと思っております。

○赤坂隆義産業課長

一応減反廃止について新たな制度ということで御回答をしたいと思います。

経営安定対策の見直しを含む26年度以降の水田農業政策で今示されていることについては5点ほど申し上げたいと思っております。

まず1点目ですけど、今の答弁の中にありましたように米の生産数量目標を定めて農家に割り当てています生産調整政策は5年後をめどに廃止するというのが1点でございます。2点目が、米の生産数量目標に従って生産する農業者に対して直接支払う米の直接支払い交付金が26年産から2分の1の7,500円に減額して30年産からは廃止するというのが2点目でございます。3点目に、当年度の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合にその差額を農業者に対して直接支払う米価変動補填交付金は26年度から廃止し、農業者抛出をもとにした収入減少影響緩和対策、いわゆるならしに一本化するというのが3点目でございます。4点目には、食料自給率、自給力の向上を図るために水田活用の直接支払い交付金、いわゆる転作の奨励金ですけど、について飼料用米、麦、大豆など戦略作物の本作化を進め、水田のフル活用を図るために飼料用米、米粉用米の生産への助成水準を現在の10アール当たり8万円を基準に上限を10万5,000円とするというふうになっております。また、反収に応じて交付単価を変動させる数量払いを導入するというので、今申しましたとおり最大10万5,000円になるというふうなことでございます。それとまた、地域の裁量で振興作物の支援を使える今までは産地資金と言っていましたけど産地交付金の充実を図るというふうなこ

とがうたわれております。それと、5番目に、農業、農村の有する多面的機能の維持、発揮を図るため、地域内の農業者が共同で取り組む地域活動を支援する日本型直接支払制度、いわゆる多面的機能支払制度を新たに創設するというふうな5点が新たな制度の内容となっております。

以上です。

○大串弘昭議員

今、5点ほどの新しい制度と申しますか、そういったことを示されたわけですが、特に出てまいりました新たな制度といたしまして日本型直接支払制度が創設されたということですが、その辺についての内容はどうでしょうか。

○赤坂隆義産業課長

日本型直接支払制度についてですけど、これにつきましては農業、農村が有する多面的機能の維持、発揮を図るために創設されたものでございます。農地の周辺の草刈り、水路の泥上げ等に交付される農地維持支払いと農村の景観維持などに交付される資源向上支払いの2つに分かれております。金額等が農地支払いで田で3,000円とか畑で2,000円、また資質向上支払いでは田で2,400円ということを示されたところでございますが、これにつきましては交付単価は示されたものの制度の詳細についてはまだ示されておられません。これが直接農家の所得になるのか、その辺がわからないところでございます。

以上です。

○大串弘昭議員

今、日本型の直接支払制度というふうなことでちょっとこのごろの農業新聞に載せてありました。今、自民党のプロジェクトチームでございますところの宮腰座長が談話として載せてありましたけれども日本型直接支払制度は洪水防止や生態系の保存、景観の維持、伝統文化や行事の保存といった農業農村が果たしている多面的機能を評価して支払う、農村は公共財産との位置づけだということで、耕作放棄地にせず、農地を農地として利用していけば原則として全ての農地を対象とする、この趣旨を国民に理解してもらい、地域政策として進めるというふうなことでございまして、このことが実際都府県では5,400円、反当、田ですね。そういった支払いの金額も出ておりますけれども、それが直接農家の皆さん方の所得につながっていくかということがちょっと私たちも見えない。いわゆる協働の中のいわゆるその農地・水のような組織の中に入っていきようなお金かなというふうな思いもするわけですけども、この辺のところを篤とお調べになってその辺の指導、説明をぜひお願いしたいと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○赤坂隆義産業課長

今、議員申されたとおりの直接支払いの部分が直接農家に行くのか、地域に行くのか、この辺がちょっとまだはっきりしておりませんが、今後今月の19日に県のほ

うで直接支払いについて説明があると聞いております。それを踏まえて私たちも今後のことを考えたいというふうに考えております。

以上です。

○大串弘昭議員

ちょっとここで私が前後して前に飼料用米の米についてちょっとお尋ねをしておりましたけれども、それについてお聞かせ願いたいと思いますが、当町ではWCS米は作付された経験もございますが、飼料用米といったものはほとんどなじみがないわけでございます。そういったものを今新聞等ではその種子はあるというふうなことでございますけれども、来年度からこういった事業があつて種子を直接そういった簡単に確保できるのか、またその種子が飼料米というものがどのような用途に使われるのかいろいろ問題が上げてありましたけれども、例えばまた共乾の対応とか、あるいは加工施設とか、保管の方法とか、こういったものがもう来年度の14年度から実際こちらのほうにもおろされてもなかなかそういったものがちょっと対応できるかなというふうな思いもしたわけですが、その辺についての何か説明かお話があつておればお聞かせ願いたいと思います。

○赤坂隆義産業課長

今言われたとおり、国のほうではまだ飼料用米の需要は今現在生産量は20万トンに満たないということを言われております。潜在需要が約450万トンあると言われております。ただ、この飼料用米の価格はキログラム当たりになりますと20円から50円と価格的には言われております。そういうことで価格がちょっと低いため、この飼料用米の作付振興には低コスト栽培の技術の導入、また多品種等の多種品種の活用、コスト削減、また今言われました供給先もですけど共乾施設、施設等も今後の課題ということになるかと思っております。流通等も含めまして今後取り組みを検討していかなければならないというふうに考えております。

○大串弘昭議員

いずれにいたしましても、この減反問題につきましては白石町にとっては非常に最大の関心事ではないかなと思っております。ひとつ今後とも情報収集に密にとっていただいて、生産現場に混乱を生じないようにぜひとも御指導お願いを申し上げたいと思っております。

それでは、一応最後になりましたけれども、3項目めの白石支所跡地の分譲宅地についてお尋ねをいたします。

1点目に、今日までの分譲状況についてこれまで何区画分譲できたのか、まだ残っているとしたら今後の販売対策はどのようにお考えになっているのか、この辺についてお尋ねをいたします。

○相浦勝美企画課長

旧白石支所の跡地を解体いたしまして造成した分譲宅地「みのりのまち白石」につ

いての御質問だと思います。販売状況、あるいは完売対策は講じてあるのかということとでございます。

「みのりのまち白石」は総区画24区画ありまして、第1次募集といたしまして去年の11月です。13区画、第2次募集といたしましてことしの9月で3区画と契約をいたしております。1次分については既に土地の受け渡しまで完了をしており、2次分については今後契約代金を納めていただいた後に所有権移転等の手続を行うこととしております。また、販売促進対策としては24年度からずっとしております町内に住所を有する事業者によって住宅を建築された場合には50万円、太陽光発電システムを設置された場合は最高で10万円を交付することなどを「みのりのまち白石」定住支援金として創設をしているところでございます。あわせて、転入をされた後に入居開始後に入居記念品といたしまして2万円の地元商店街で使えます商工会の商品券を提供することとしております。

以上です。

○大串弘昭議員

今、全体では24区画ということとございますが、実際もう既に販売できたものについては14区画ということですかね。11と3で、はい。あと残りが何区画ですかね。

（「6」と呼ぶ者あり）6ですか。（「8です」と呼ぶ者あり）8ですね、はい。そういうことでまだ8区画残っているようでございますけれども、その辺についての販売、今後はどのようにあと8区画についてはPRなどを相当されてやっていただくとお思いますけれども、その辺の方法についてぜひとも一遍にこういうふうなものやっけていかないといつまでも売れ残りといえますか、そういったものになりますとなかなか先売れない、残りがあるわけとございますので、ぜひともその辺についての販売方法をお聞かせ願いたいと思っております。

○相浦勝美企画課長

25年12月3日現在で第1次募集で契約した13区画のうち2区画が住宅建築を完了しております。8区画が建築中で、この10区画のうち2区画が町内の事業者により施工すると伺っております。残りは言われますように8区画残っているわけとございます。24年度、25年度と期間を設定いたしまして募集をしてまいりました。26年度、3年目になります。もう第3次募集とかはしなくて住宅を購入したいと思う方がいつも問い合わせ、受け付け来られるように新年度からは随時に受け付けていこうかなと検討しております。それには、住宅専門の情報誌などにも載せていただいて、皆さんが購入をしたいと思われたときにすぐ問い合わせができるような体制をとっていきたいと考えています。もちろんこの定住促進のために設置しております定住支援金はそのまま残していきたいと思っております。

以上です。

○大串弘昭議員

今、あちらこちらに建築も始まっているようでございます。既に2件については

完了していると、今8件について建設中というふうなことでございますけれども、そういった中で町内業者の方が2業者入っておられるということでございますが、なかなか今言われたように町内業者の場合、施工される場合は50万円を助成するとか、太陽光には10万円を助成するというふうなことでありますけれども、なかなか思うように町内業者の方が参入ができていないように見受けられますけれども、その辺についてはどういった原因というか、要件があるように思われますか。

○相浦勝美企画課長

この募集するときには地元の業者の方も呼んで展示会をして、実際説明をしてもらった経緯があります。しかしながら、結果としてはいわゆる今のところは2件ぐらいが地元業者ということでございます。もうぜひと思いましたが、なかなか結果としては効果が上がっていない、そういう現実は受けとめたいと思っております。なかなか説明を募集をするときにするんですけれども、やはりこのハウスメーカーの利点なんかを本人さんが直接言われまして、なかなか反論もできない状態で、そういう状況でございます。ぜひ努めたいと思っております。

以上です。

○大串弘昭議員

なかなか町の思うようなことには運んでいないような感じがいたします。やはりなかなかハウスメーカーさんあたりは相当な営業努力もされて入ってこられると思えますし、今、来年から消費税、4月から上がるというふうなことで、その辺についても早く仕上げたいというか、そういうふうな思いもあって工期を短期間に仕上げるといふふうないろんな要素、そういった条件もあろうかとは思いますが、いずれにいたしましてもこの分譲住宅につきましてはやはり一刻も早く全区画分譲できまして非常に白石の中心部でもございますし、そういったすばらしい町並みと景観をぜひとも実現していただきますように特段の御尽力を賜りまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○白武 悟議長

これで大串弘昭議員の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

10時26分 休憩

10時45分 再開

○白武 悟議長

会議を再開します。

次の通告者の発言を許します。川崎一平議員。

○川崎一平議員

最近、朝晩問わずめっきり寒くなってまいりました。気づけば12月、ことしも本当残すところ残りわずかとなってまいりました。ことし12月入って最後の議会というこ

とでことしの締めくくりとして2つの要件について通告しております。まず1つに、防災、行政放送の考え方についてということが1点と、2つ目に新エネルギー推進についてということで、2点通告しております。

まず、第1点目の防災、行政放送の考え方についてということで、まず防災での防災放送、そういうところで行政をちょっと置いて防災のほうからまず行きたいと思います。

現状での防災に関する放送、火災であるとか地震、津波、その他災害におけるの放送について今現在の効率、どれだけ伝わっているのかという部分で数字的には出てこないと思いますけれども、どのくらい町民の方に伝わっているのかという感覚で結構でございます。関係課長、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○百武和義総務課長

特に災害関係で防災行政無線が町民の皆さんにどの程度伝わっているのかという御質問だと思いますけれども、直接町民の皆さんにどのくらい聞こえているのかという調査は行ってはおりません。ただ、前回の議会のときに申し上げたかと思ひますけれども、町職員に9月3日の夕方6時50分に町内の築切のほうで火災が発生しましたけれども、そのときの防災行政無線放送が聞こえたかというアンケートを実施をしました。これに対しては240人の職員が回答してくれましたけれども、その結果につきまして御報告したいと思ひますけれども、聞こえたと答えた職員が37.9%、聞き取りづらいつを含めて聞こえなかったと答えた職員が52.1%、わからないを含めて当日いなかったという職員もいましたけれども未記入が10.0%という結果でございました。その日は雨模様ということ、しかも夕方の時間帯ということもあったかと思ひますけれども、聞き取りづらいつを含めて聞こえなかったという職員が約半数ということでありまふ。先ほど申し上げましたように町民の皆さんには直接調査を行っておりませんけれども、町長と語る会の中でこの放送については町内のあちらこちらで聞こえにくいと、また聞こえないというような意見をいただいているところでございます。

以上です。

○川崎一平議員

ありがとうございます。

今、アンケートをとっていただいたということで私非常にうれしく思っております。そのアンケートをとるときの火災現場に私も家が近かつたもんですから行ってまいりました。私が到着したときに4名ほどの地元の方が急いで農機具小屋から出せる機械を出すということをやっておられました。私もそれにまじって出せる分出して消防車が到着するのを待っておったところでございます。そこで、やはり地元の方々からお聞きする声が多かつたのは、火災があるという、火災があつたという放送なり伝達があつた後にどこであつているのかがやはりわからないと、緊急で駆けつけなければいけない場合にその所在場所がわからないとどこへ進んでいいかわからないという、逆に混乱を招いている部分もあつたわけでございます。そこで、単純に混乱だけなのかというところではなくて、心配、大体おおよその場所を放送で言われて、その近辺に

やはり親戚であるとか、知り合いの方がいらっしゃるといったときにひょっとしてそこじゃなかろうかという、また今度は自分の身内ではなかろうかとか、知り合いではなかろうかという心配のほうも、また現場に駆けつけられない方でも募ってくるわけでございます。これいろいろ今まで議会の中でもこの防災無線に関してはいろいろな放送も含めてですけどいろいろな議論が交わされてまいりましたけれども、私まだ1年満たないんですけども1年前と比べてもさほど進展がないなということではいささか心の中にわだかまりを持っておったところでございます。

8月に国の緊急地震速報、8月9日ですね。8月9日でしたか、放送がなされました。多分これが国で発動されたのは初めてだと思います。幸いにもこれ誤報でした。このときに私議員になりまして自宅に防災無線なるものをつけていただいて、早速これが役に立つんだということで耳を傾けておりましたけれども、テレビでは緊急地震速報が発令されているにもかかわらず、防災無線では一言もなかったということで、これどういうリンクの仕方をしているんだろうかと。もちろんこの地域、当町とか当町に関連する部分で発令された放送ではございませんでした。がしかし、やっぱり3・11を踏まえて国、国民の方皆さんがその防災意識ということに関して非常にナーバスになっている時期でこういった緊急地震速報、重ねて申しますけれども誤報でしたけれども緊急地震速報が発令されて、これは国民の方々に行き届かないというところはいささかまだまだ不安の残る速報だなということで、当町もまずは地元、地元の災害防災、火災とか、そういった面を含めて周知の徹底ができるような体制を一日でも早く、これはもう来月とか来年とかじゃなくて一日でも早く、もうわかってらっしゃると思いますけれども構築していただきたいと。

そこで、私も私なりに考えたところ、今既存の放送設備、スピーカーついてますね。放送設備と防災無線と、あとは緊急時のメールでの告知ということで、この3つの手段が今あると思いますけれども、この3つの手段だけにかかわらず、その他考え得る手段というのをわかりやすくいいますと1本柱で考えていただかないで、2本、3本という柱を立てていただいて、そこで住民の皆さんの満足度と申しますか、伝達効率というのを上げていただきたいと。一つのことでは100人が100人、一つのことでは満足できるかという私自身無理なんじゃないかなというふうに思います。例えば外部に設置してありますスピーカーでおおよそ20%の方が伝達できて、残りの80%の方を防災無線であるとか、携帯のメールだとか、その他何かしらの手段、済みません、私もこの手段まで考えずにお話をしてますけれども、柱を何本か立てて住民への伝達度を徐々に徐々に上げていくという形で対応していただきたいと思っております。

総務課長にもう一点ちょっとお聞きしますけれども、今現在のその放送の仕方、伝達の仕方としては私が今3つ上げました方法以外に何かございますでしょうか。

○百武和義総務課長

災害発生時等の緊急の放送の伝達の仕方でございますけれども、先ほど議員おっしゃったようにまず防災行政無線の屋外スピーカーですね。それと、家の中につけております戸別の受信機については議員、それから駐在員、それから町の幹部職員、それとあと町内の公共施設等で合計200戸につけております。この屋内の戸別受信機、そ

れから先ほど言われた携帯電話の緊急速報メール、それからケーブルテレビ、それから町のホームページ、それから広報車、こういったことで伝達を現在のところするようにしておりますけども、先ほど言われたように不十分なところも先ほど特に屋外スピーカーが聞こえにくいということから屋内の戸別受信機を設置をして町民の皆さん、外におられるときには屋外スピーカー、家の中におられるときは戸別受信機とか、携帯電話をお持ちの方には携帯電話と、こういったことで何とか全部に行き渡るような情報伝達ということで現在検討を進めているところでございます。

○川崎一平議員

そこで、戸別の受信機が今200個用意されて実際に稼働しているということで200個しかないんですか。ちょっと一般の家庭で一軒一軒ということを考えて200個しか用意ができていないというところがちょっと怖いなど。もちろんこれを各戸別に全ての世帯につけてしまうというとなんて莫大な予算が必要になってくるとは思います。がしかし、この防災に関してはやはり使うべきところは使うという形で人命をいち早く守る、情報を伝達するというで使うべきところは使うべきなんではないかなというふうに私個人的には思います。特にもちろん優先順位もありますけれども、特にひとり暮らしの方とか高齢者の方、そういった世帯からやっぱり先立ってつけていくというのが一つ優先順位としては必要ではないのかと。そこで、戸別の受信機ですね。この受信機というのは1機お幾らぐらいするものなのでしょうか。わかれば教えていただきたいと思います。

○百武和義総務課長

今、あらゆる方法を検討しているということで申し上げましたけども、町のほうではラジオ式の受信機とか、それから有線での戸別受信機、それとあと今200個つけておりますのと同様の受信機、こういった数種類があるわけでございますけども、その受信機の1個当たりの価格についてはラジオであれば2万円程度とか、それから今の200個設置のものでは約3万円とか、大体そういった値段になっておるようでございます。

○川崎一平議員

確かに高いです。高いと思います。これを各世帯に一斉にというのはかなりの予算が必要だと思います。がしかし、今後やはりこういった方法であれこういった面で予算をつけていくというのは絶対的に必要ではないかと私個人的に思っております。

もう一点、地域の方からよくお話を聞くのは火災の放送のとき場所が特定できないということに関してですけれども、さんざん議論がなされてきている中で何らかしらの進展があったかどうかというのを総務課長のほうから御説明いただければと思います。

○百武和義総務課長

火災放送のやり方につきましてはこれまでもいろいろ議会のほうからも御意見いた

だきましたし、町民の方からももう意見を多数いただいております。そういったことで、昨日御説明申し上げましたけども、いろんな調査をして個人情報保護の観点、それからあと機械の操作とか、こういったことを検討をいたしまして、もうとにかく第1報については今のやり方で指令センターのほうから消防署、それから消防団、それから役場のほうに機械的な操作で、機械の音声で電話で通報が来ます。連絡が来ます。それを受けて、まずもう第1報はいち早くお知らせをします。その方法については今現在やっているやり方ですね。目標物から方角と距離を言うやり方です。これでさせていただいて、第2報について個人名を特定ができた段階で第2報として放送できればということ考えているところでございます。個人情報保護のことできのうも申し上げましたけども、一応緊急時にはその御本人さんの了承を得ずに受けずに周知ができるということから、そのように町のほうで判断をして、そのようなことで今現在進めているところでございます。

以上です。

○川崎一平議員

先日、私も出席しましたけども、町長と語る会とかでもやはり多くそういった点で意見が出されております。何とぞ一つ一つで構わないので一日でも早くこういったシステムの構築ができるようにいろいろとやっていただきたいということでぜひお願いしたいと思います。

続いて、2点目に行きたいと思います。

新エネルギー推進についてということで通告しております。

先日、私も今、新エネルギー推進委員会というのに入れていただいて勉強をしておりますけれども、先日伊万里のほうに視察ということで視察をさせていただきました。そこは野菜残渣、飲食店などから出る野菜残渣を堆肥にして、その堆肥を地元の農家さんに使っていただくという、まさに循環型農業を確立されたような施設で堆肥の実用化に向けてということで、もう大分長いこと取り組まれておるようございました。こういったところで新エネルギーということで、その市町に合った地の利を利用した新エネルギーということで推進をしていきたいというふうに改めて思ったところではございます。今、白石町で新エネルギーへの取り組みということで何かやられていることがあればお知らせ願いたいと思います。

○相浦勝美企画課長

新エネルギーへの取り組みということでございますが、合併前の福富町において平成15年度には下区地区水処理センター、住ノ江地区水処理センター、福富ゆうあい館、太陽光の発電の設備を設置をされております。新町になってからは平成19年2月に白石町地域新エネルギービジョンを作成をいたしましたところです。21年度に役場新庁舎太陽光発電設備を設置をいたしました。さらに、公用車のハイブリッド自動車を6台導入をいたしております。24年度には須古地区の水処理センター、太陽光発電設備を設置をしているところでございます。また、公用車に電気自動車1台を導入をいたしております。さらに、住宅用太陽光発電システム設置補助事業を22年度から24年度まで

に実施をしております。25年3月末現在で補助件数417件、25年9月末の売電契約の件数が784件で、普及率は11.4%、この数字は県内でもナンバーワンではないかと思っております。

以上です。

○川崎一平議員

今、お聞きしましたとおり電気という部分、電気という部分と太陽光発電という部分で当町がいかにくれているのかということが感じ取れました。確かに当白石町では高い建物や太陽光を遮蔽するような遮蔽物、もちろん山も含めてですけれども、そういったものが少なく太陽の光というのを最大限に利用できるような土地柄ではないかというふうに思っております。今、町で設置されております太陽光に関してですけれども、わかる範囲で結構ですので、効果と申しますか、費用対効果、効果がわかるのであれば教えていただきたいと思えます。

○相浦勝美企画課長

役場庁舎の太陽光発電システム、これは17.5キロワットでございます。出力電力量がわかっておりますが、町内の電力量を単純に比べてみまして自給率が大体4.5%ぐらいです。この出力の電力量、2万1,953キロワットで町内全体で大体48万2,904キロワット時でございます。これを金額にしてみますと、この2万1,953キロワットの出力は大体32万9,295円ぐらいです。これは17.5キロワットの太陽光発電システムでございますが、住ノ江の水処理センター太陽光発電システム、これは30キロワットでございます。これは電力自給率20.4%をカバーをしております。出力電力量が3万813キロワットに対してこの水処理センター全体で使用する電力が15万1,410キロワットでございます。電力の自給率20.4%、2割ぐらいでございます。年間に1月から12月まで、これは24年度ですが、水処理センターが支払った電力料は259万8,000円ぐらいあります。2割ぐらいをカバーしておりますので、大体50万円前後の効果があったものと思えます。

以上です。

○川崎一平議員

確かにワット数と、その発電効率ですね。ワット数にもよりますけれども、発電効率として見るとかなり優秀ではないかというふうに思えます。この点を踏まえて考えるとこの新エネルギーとして今全国的にも展開されておりますけれどもメガソーラー、やはりメガソーラーというのをひとつ着目するべきではないかというふうに私個人的に思えます。このメガソーラーを設置しましてさあ何をするのかというのと、やはりその発電した電力というのを売電しまして町の財政として繰り入れていくということで、なぜこういう考えが浮かんでくるかと申しますと、今日本ではこのソーラー発電で売電をするということは一つの産業として見られてきているというふうに思っています。個人で産業用のソーラー発電をつけるに当たっても資金面ですね。融資をしていただくということに関しては各フィナンシャルでも一つの産業としてしっかりやっぱり見

ているわけです。誰か1人が例えば機械を買ってそれをもとに仕事をするということになると、誰か1人がその機械を動かして初めてお金が生まれてくるわけですね。ところがソーラー発電というのは設置をした後はメンテナンスに関してという部分では通常の機械でも変わりありません。ただ、そのソーラーで発電をするというお金を生み出すということに関しては誰も加担している人間がいないわけでございます。メンテナンスだけという部分ではやっぱり機械と変わらない。でも、お金を生み出すということに関しては誰ひとり労力を要しているわけではないんですね。こういった面を踏まえて考えると、やはりこの自然エネルギーである太陽光を電力にかえて、それを売電してお金を生み出すと。なぜここでお金を生み出すのかというと、地方交付税の減額もかれやこれやで町財政がかなり厳しくなっていくというのは今後もどんどん予想されて深刻化していく問題だと思えるんですけれども、そこで町民の方々に単純に税金を上げますよと、お金が足りないからどっから持ってくるかて、お金が足りないからじゃあ町民の方から、国から県からって、よそからお金を引っ張ってくることでエネルギーを費やすのがもったいないと。どうせならば自分たちで幾分かの財源を確保できないかと。ここで節約という言葉が出てくるかと思えますけれども、先ほど防災無線のところでも申しましたけれども、かけるべきところにはかけていくべきであるという考えから全てにおいて萎縮ムードでは地域の活性にもならないんじゃないかと。萎縮萎縮ばかりを考えるのではなくて自分たちの手で生み出すお金というものもあっていいのではないかというふうに思います。もちろん売電して得たお金というのは何らかの形で町民の方々に還元できるようなシステムを、またこれまた構築をせにゃいかんのですけれども、単純にお金が足りないからもっとどっからか持ってきますよというだけでは、これは私から言うとすねかじりに近いような状態ではないかと。これをいち早く脱却するためにどこかで町独自で財政を確保していく考えも必要ではないかというふうに思っております。

済みません。町長にちょっとお尋ねします。私のこういう考え方はちょっと突発的ではございますけれども、町長から見ていかがでしょうか。

○田島健一町長

ちょっと私もわからないところがあるわけでございますけれども、行政そのものが売電をしてもうけるという行為は多分にできないんじゃないのかなというふうに思います。ただ、今私ども先ほど言いましたように庁舎であるとか、下水処理センターで設置をさせておりますけれども、それは自分のところで使う足しにするということについては多分大丈夫だと思いますけれども、そこでそのもうけていくというようなことについては行政は多分できないんじゃないのかなというふうに思います。ちょっと私も勉強不足でございますので勉強させていただきますけども。

以上でございます。

○川崎一平議員

わかりました。ここはもう少し勉強をしていかなければいけないところだと思います。でも、私の考えとしましてはそういった部分で幾分かなり捻出して、もちろんそ

れを町の財政として繰り入れた後に町で消費をすると。その町で消費する分で地元
の住民の方に還元できる効果があればさらにいいものではないかというふうに思
います。今後、白石町の特色である、そういった地の利、地の利を利用した新エネ
ルギーについて今後さらに検討を深めていきたいと思ひます。ひとつ関係課長、よろ
しくお願ひしたいと思ひます。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○白武 悟議長

これで川崎一平議員の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

11時17分 休憩

13時15分 再開

○白武 悟議長

会議を再開します。

申し上げます。草場祥則議員から本日の午後の会議に欠席の申し出があつており
ますので、報告をいたします。

次の通告者の発言を許します。井崎好信議員。

○井崎好信議員

早いものでございまして、12月10日でございます。これから年末、師走に向けて何
かと慌ただしくなっていくんじゃないでしょうか。さきに通告をしておりました3項
につきまして一般質問をさせていただきます。

まず初めに、平成26年度の予算編成に当たってでございます。

田島町長は2月に町長に就任をされまして、平成26年度の当初予算の編成には携わ
っていらっしゃるわけございまして、その後6月、また9月、今回の12月と、
それぞれの補正の中で少しずつ御自分のお考えを出しながら予算を組み立ててこられ
たんじゃないかなという思いでございます。今回、12月議会終わりますと各課か
らの予算要求の査定に入られていくものだというふうに思ひます。それで、第1点目
に公約の実現に向けての取り組みはというふうなことをお伺ひするわけござい
ます。選挙戦におきましては町長は公約をいろいろと掲げられて立候補され、そ
して当選の栄誉を得られたわけございまして。その公約、やはり公約を実現させ
て、それを立候補することが有権者に対しましても務めじゃないかなという思
ひをするわけございまして。公約の中の一番初めには、白石町の基幹産業でござ
います農業あるいは水産業を元気にしたいというふうなことであったかと思ひ
ます。しかしながら、ここへ来ましてTPPの問題なり、あるいは農政の農業政策
といひますか、非常に今方向転換が図られようとしているわけございまして。
余りにも性急な転換というふうなことで農家の方々にお伺ひをいたしまし
ても非常に憤りと不安と不信があらわれるわけございまして。いわゆる私が
思ひますのは、現状の農政といひますか、これが一番この白石平野といひ
ますか、西南暖地に一番適しているんじゃないかなという思いござい
ます。米余りの中で生産調整をやって、そしてその転作に大豆を作付をして、そ

うということが食料の自給率も上がるというふうなことで、一番農家経営も安定していくものだというふうに思います。いずれにいたしましても、今までのような農業の農家の方の所得が少なくなならないような農業の政策費があってほしいなという思いでございます。

町長のお伺いいたしますが、この件につきましては午前中の大串議員と重複をいたしますが、こういった性急なこの農政の転換につきましては御所見やお考えをお伺いしまして、そしてまた私の第1点目の公約実現に向けての取り組みはというふうなことをお尋ねをしたいと思っております。

○田島健一町長

井崎好信議員の平成26年度予算編成に当たって公約実現に向けてどのように取り組んでいくのかという御質問かというふうに思います。

私、先ほど議員指摘のとおり、今年度2月6日より町長の椅子に座らせていただいているわけでございます。既に10カ月が経過したところでございます。25年度の当初予算については、若干私の意見も入っているところではございますけれども、本当の意味での当初からの予算というのは26年度が最初かなというふうに思います。この10カ月を振り返ってみますと、私当初予算は若干の手加えをさせていただいているわけでございますけれども、私は公約についても予算に伴わないもの、すぐできるものもあるんじゃないかなということ、2月、3月、4月とスタートをさせていただいたわけでございますけれども、議員の皆さんたちの御理解もいただきながら、補正予算等でも予算を確保させていただいたこともございます。振り返ってみますと、地域サロンモデル事業というのは6月の補正予算でいただいたわけございまして、これについては有明地域であるとか、福富地域でモデル事業を10月から開講したというところでございます。また、6次産業につきましても4月当初より内部で検討をさせていただきまして、この10月28日に白石町6次産業活性化委員会を第1回の委員会を開催し、具体的な動きに入っているところでございます。これについても10月以降、民放、NHK等々でのテレビ放送放映もございまして、いろんな問い合わせが役場のほかにも殺到しているという状況でございまして、PR、さらにその6次産業化ともども具体化にスタートを切れているんじゃないかなというふうに思っております。さらに、婚活事業につきましては予算化というのは予算は伴っておりませんが、内部でいろいろ議論をして、また県内外への視察研修も行っておりまして、これまた早く形が見えるようにしていきたいというふうに思っております。平成26年度の予算に当たってでございますけれども、これに来年の予算につきましては去る11月12日に予算編成方針という、これは内部でございますけれども、この説明会を実施いたしました。その折、予算要求の考え方としては町の総合計画との整合を図るということは言うまでもないわけでございますけれども、あわせて私の公約事項についても具体的にスタートをさせていただくと、その旨を説明し、指示をしたところでございます。そういうことで26年度予算に当たっては今後提案をしていきたいというふうに思いますので、御理解と御支援をお願いしたいというふうに思っております。

また、先ほど農業の振興といいますか、農政についてのお話がございました。農政

についての26年度予算についてはどうかというふうなお尋ねかというふうに思います。これにつきましても先ほどの大串議員への答弁にもありましたけれども、ちょっとまだまだ見えないところがあるわけがございますけれども、早い時期からどのような作物をつくっていくのがいいのか、先ほど議員言われましたように白石町の特長、いい土地があるというような話がございましたので、本当に白石町ではどのような作物がいいのか、いろいろ議論をしていかにやいかんかなというふうに思います。いずれにしても農家の所得、生産者の経営に影響を及ぼさないように町だけじゃなくて先ほども御回答を申し上げましたけれども、地域農業再生協議会とか、農協とか、県ですね。いろんな機関との協議を十分にしていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○井崎好信議員

予算の実績といいますか、平成25年度の実績を掲げられまして、サロンモデルなり、あるいは6次産業化に向けまして10月18日には活性化委員会を立ち上げられまして、また婚活事業におきましても形が見えるような形で持っていくというふうなことでございました。11月12日には内部予算の編成会議をやって御自分の公約を実現に向けてさせたいという旨のお話をされたというようなことであったかと思っております。徐々に公約実現に向けてやはり公約といましてもすぐできるものと、やはりだんだんいろいろ研さんを重ねてやっていくものとあるかと思っております。町長は常々金を使わんで頭を使えというふうなことを提唱をされております。やはりそういった金だけじゃなくて、そういったことも私はぜひ必要じゃなかろうかなというふうに思います。公約実現におきましても短期できるもの、あるいは長期、例えば1期のうちの最終的ぐらいにはそういったことも完成をしたいというふうなことも必要だろうかというふうに思います。百姓というような言葉をなぞらえてといいますが、百笑うというようなことでおっしゃっておられました。今回の政策といいますが、農業政策転換をされようとしておりますけれども、非常に私は百姓は焦げつく百焦になっていきませんか。焦点の焦げつくですね。そういう私は笑いじゃなくて焦げつく百焦になりませんかという思いもしております。町長は今後の動向を見ながらとにかく農政が注視をしていくというふうなことでございますけれども、全国今国は全国一律にそういう農業政策をやるようしているわけでございますが、やはりこの西南暖地というところと、やっぱり寒いところとは分けた政策をやっていく必要があるんじゃないかという思いもしております。やはりその地域の特性を生かして米だけをつくる場所は米だけをつくってください、西南暖地はいろんな裏作もできるから100%せんでいいですよ、つくらずにそういった方向でいってくださいと、それ農政を全国でも分けた政策というふうにしたほうがいいんじゃないかという思いをしておりますが、その辺町長はどういったお考えをお持ちでしょうか。

○田島健一町長

まさしく井崎議員が言われるとおりじゃないのかなというふうに思います。例えば

米づくりだけに考えても、私8月と9月、北海道にいろいろ視察がございました。北海道はもともと米はできてなかったというような話でございました。やはり南のほうからずっと改良改良がされて北のほうへ行った。もう一つは、地球温暖化でずっと北のほうも温かくなった等々から北海道でも米づくりが活発になってきたと。やっぱり北海道がこのように広大な土地で稲作ができるようになったのも一つの要因じゃないのかなというふうに私は思いますけども、それが北海道さんに対してどうのこうのというつもりじゃございませんけども、やはり私は農家、若い人たちに言っているのは地球温暖化が進んできているので新しい作物を考えるとときには今日本である作物じゃなくて、少し東南アジアとか、あそこら辺で今生産されているようなやつを早目に取り込むというのがいいんじゃないのかなというふうなお話を差し上げています。具体的にその武雄市のレモングラスだって東南アジアの産物だったかと思います。そういったことから、やっぱり東南アジアあたりでいいもの、消費が可能なものをしていかにやいかん、まさしく井崎議員言われたように地域特性を生かしていかにやいかんかなというふうに思っております。だから、かといってなかなか新しいものに飛びつくというのはなかなか大変なことだというふうに思います。だから、一朝一夕に来年からころっと変えなさいというのはなかなか厳しいものがあるかと思いますが、当面は先ほどから話がありますように生産調整についても向こう5年間という期間がございました。もうそういった中で模索をしていったらいいんじゃないかなというふうに私自身は思っております。

以上でございます。

○井崎好信議員

わかりました。新しい作物、新規作物を導入するという、そういった提唱をされたわけでございます。町長は笑いのあるまちづくりというふうなことで以前から提唱をされておまして、そういったことで今からこういった公約実現に向けて笑いのある町政といいますか、そういった田島カラーを出していただくようによろしくお願いたいと、このように思います。

2点目に、町長と語る会での声を生かした施策の考えはというふうなことでお尋ねをいたします。

町長と語る会は町長みずから地域のほうに出向いて町民の方々の生の声を聞いて、そして町政に生かしたいというふうなことから始められたわけでございます。44区をもう2カ年で回るというふうなことで計画をされておりましたが、現在のところお聞きいたしますと非常に好評で30区がもう終えられたというふうなことを聞いております。非常に本当に好評といいますか、そういう執行部の皆さん方の御協力もございまして夜間にそういった夜間、ほとんどが夜間だったかと思いますが、本当にお疲れでございます。30区回られて多種多様なといいますか、いろんな御意見なり、あるいは要望なり御提案なりあったかというふうに思います。そういった町民の方を生かした施策の考えはということでお伺いをしたいと思っております。

○片渕克也財政課長

町長と語る会での声を生かした施策の考えはというふうなことで来年度の予算編成に当たってというふうな大きなテーマがございますので、その考え方で御答弁をさせていただきます。たくさんの町民の方々から御貴重な意見をいただいております。この中には予算がなくてもすぐできるというふうなもの、それから既決の予算で対応できるというもの、こういったことについては今年度の中でも対応してきているところがございます。ただ、どうしても予算の確保が必要なものがございます。こういったものについては次年度の予算に反映できるものは反映させていきたいというふうに考えておるところでございます。ただ、これからいよいよ新年度予算の編成作業というのは実質的にはこれから始まっていくわけですけれども、この中でやはり全部が全部取り上げるというふうなことは若干財政的にも無理なのかなというふうに考えております。その中でやはり緊急性、公平性、公共性、これらの点でいろいろ検討を加えまして取り組んでまいりたいというふうに考えておるところです。

以上です。

○井崎好信議員

予算の編成の中で予算に反映されていくものはやっていくと、いろんな声が出とったかと思えますけれども、具体的にあるいはどういったことというのは具体的な施策といえますか、何か目ぼしいといえますか、具体的には何か来年度の予算に反映される、具体的には何か申し上げられたらお願いします。

○片渕克也財政課長

各地区を回りまして御意見等については役場全体で共有をするというようにしております。我々課長も毎日毎日行くわけではございませんので、その中で問題になったことは全体で共有するというところでしております。それぞれの課において今取り組みをどのようにしていくのかというのは予算の要求という形で検討をされているところだというふうなところでございます。

以上です。

○井崎好信議員

わかりました。各課の課長さんたちもやはり答弁がございましたようにいろいろと課長さんたちも語る会には随行されておる方もたくさんいらっしゃるかと思いますので、そういったことでやはり町民の声を反映した予算編成を組んでいただくようお願いするわけでございます。これは私からの提案でございますが、今語る会、今30区が終了いたしまして、あと14区というふうなことで今年度中といいますか、来年の春までに終了するかどうかわかりませんが、26年度の年度初めには終了される予定だろうというふうに思います。終了されましたら、今私もケーブルテレビ等見ておりますが、なかなか若い方、特に若い方、そしてまた女性の方が少ないわけでございます。今町内にはいろいろ若い方の組織、農協なり、あるいは漁協なり、あるいは商工会等とか、あるいは普及所の青年団ですかね、そういう組織があるわけですが、そういう方々というのを対象とした語る会を私は提唱をしたいというふうに思いますが、

その辺どういうふうなお考えでしょうか。

○田島健一町長

先ほどから議員が申されますように駐在員さんの地区が44地区あって、そのうち約30地区あたりが済んでいるわけでごさいます、私は4月のこれは下旬からスタートさせていただきました。約2年ぐらい、44地区だったら2年ぐらいかかるかなという思いでございましたけども、地域皆さんたちの御理解があって10カ月のうちで30カ所ということでございまして、ごめんなさい、9カ月ですね。そういうことですが、あと残すところ十数地区で1月、2月にももう既に予約が入っているようございまして。私はできたらここまで来たならばもうスタッフというか、今窓口を企画のほうでしていただいておりますけれども、移動等々があるかもわからないので、やっぱり年度内に一応一巡はさせていただきたいなという思いでございまして。その後については、同じような駐在員さんの地区を回るとのことじゃなくて、今度はもっと違った意味での語る会をやってもいいんじゃないかなというお話はあちこちから御提案をいただいているところございまして。そういったことで、こちらからどなたさんどなたさんということじゃなくていろんなグループから来てもらえないですかと、出前講座といいますか、町長と語る会を開催してくださいという要請があればそれには乗っていきなというふうに思っております。しかしながら、これが受け身の形になるとなかなかいつそういったやつがあるんですかと、知らないという話になるかと思っておりますので、ある程度時間がたつたところでこちらからPRをしながらこういったものを計画しますけどもいかがでしょうかという、こちらからやっぱし発案をせにやいかんかなというふうに思っております。それについてはまだ未定でございましてけれども、できるだけ早いうちに一巡した後、できるだけ早いうちにそういったPRもしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○井崎好信議員

わかりました。なるだけそういうふうな形でこちらからやはり庁舎内におるだけじゃなくて、やはり出向いて行って生の声を若い人、もうどなたでも結構ですが、そういったいろんな組織の方に、特に私が提唱するのはさっき申しましたように若い方の意見を聞いてほしいというふうにするわけございまして。今後、よろしくその辺のことをお願いしたいというふうに思います。

2項に移らせていただきます。

ふるさと納税についてでございます。

ふるさと納税は平成20年度から国の指導によって始められたと聞いております。白石町を愛し、ふるさとを思い、町内外から浄財、寄附金をいただく制度であるわけございまして。平成20年度からと言いますから5年を経過しましてどれくらいの浄財が得られたのか、資料請求をしておりましたので、それ説明を含めましてお尋ねをお願いしたいというふうに思います。

○相浦勝美企画課長

ふるさと納税についての御質問でございます。

まず、ふるさと納税とは都道府県市区町村に対する寄附金であります。自分が居住している地域以外の市町村などに一定額以上の寄附を行うと、寄附者の所得等に応じた一定の範囲内であれば寄附金額から2,000円を超える額が所得税、住民税から控除をされます。つまり実質的に2,000円の自己負担で税を納める地域をみずから選ぶことができるため、これをふるさと納税と呼んでおります。資料請求がっておりますので、過去5年間の表にしたのがあります。御説明申し上げます。

平成20年度から24年度までの各年度の集計と、一番右には累計をお示しをいたしております。一番上には佐賀県、都道府県に対してもできますので佐賀県の分、そして10市10町に分であります。まず、佐賀県、5年間で818件、6,991万3,000円です。我が白石町の方は下から2番目にあります。60件で799万3,000円でございます。市の部で1億円以上をもらっているのが、唐津市、神崎市でございます。町の部では、みやき町、玄海町が1,000万円、あと800万円という大きい数字になっております。

以上です。

○井崎好信議員

資料を見ておりますと、白石町近隣の町では非常に一番多いほうにランクされているなと思います。本当に喜ばしいことだろうかというふうに思います。

2点目に、今までのこういった御浄財を寄附金をいろんな形で使われてこられたかと思えます。そのまた使い方、そしてまた今後どのような使い方をお考えなのか、その辺をお尋ねをいたしたいと思えます。

○相浦勝美企画課長

ふるさと納税という名前でふるさとを応援したい、ふるさとに頑張ってもらいたいと思われる自治体へ寄附することができる制度でございますが、自治体への寄附であればふるさとかどうかかわりなく複数箇所でも対象となります。多くの自治体で寄附の使い道について希望や指定を添えることができます。そして、地域への思いや願いを寄附金を通じて後押しすることもできるようになっています。我が白石町でも寄附者に対して寄附申込書を書いていただいておりますが、その中に寄附の目的欄を設けております。寄附金の使途については7つの項目を掲げておりますが、まず6つは総合計画の基本方針にのっとり、1番目、ゆとりある快適な住みよいまちづくりに使ってください、2番目には健やかで安心できる優しいまちづくりにどうぞ、3番目には活気と魅力のある豊かなまちづくり、4番目には個性豊かな人と文化を育むまちづくりのために、5番目は参加と交流で築く開かれたまちづくり、自然環境と共生するまちづくり、以上6つとあわせて町の幅広い施策に活用をしてくださいということで、7番目に町長お任せコースの7つのメニューを準備しているところでございます。

御質問の今までの使い方、今後どのように考えているかという御質問でございます。21年度は歌垣公園の遊具整備の工事費に充当させていただきました。148万5,000円。22年度は食の自立支援事業配食用の食器セットを買いました。あわせて、小学校のふ

るさと理解促進事業に使っております。22年度は147万円を充当いたしました。23年度でございます。保育園の管理費の中のデジタルテレビを31台購入させていただきました。163万5,000円です。24年度はスクミリンゴガイ駆除対策事業に使わせていただいております。充当金額が174万円です。25年度はレンコンの防鳥ネット設置事業費の補助金に充てました。そして、しろいしブランド確立対策事業補助金にも充当をさせていただきます。合計で160万円です。今後ということですが、26年度につきましてもふるさと寄附金の対象事業枠を設定をいたしまして事業の選定を行っていきたくと考えております。

以上です。

○片渕克也財政課長

これまでのふるさと寄附金の充当先というか、使い道は今企画課長が申し上げたとおりでございます。26年度からは、今まではどちらかといいますと各課からの通常のベースの中にふるさと寄附金を、じゃあこれを充てましょうかという企画課、あるいは財政課のほうで指定したというふうな形で充当をしてきておりました。今後は、26年度からはなお一層寄附者の趣旨に沿うようにということで白紙の状態各課からまず額を提示します。来年度は総額で260万円程度かということで予測をしまして、この額で各課で知恵を絞ってそれぞれの目的に応じた事業を考えてきてくれというふうなことで来年度の編成はいたしたいというふうに考えております。こういうことによって寄附者の意向がより反映されて、リピーターと申しますか、再度の寄附もそんなに使っていただいたらまたしたいですねって、こういうふうに思われていただければ幸いかなというふうに考えております。

以上です。

○井崎好信議員

今までに60件、7,993万円〔33ページに修正の申し出あり〕の寄附金納税をされたわけですが、使途につきましてはいろんなさまざまな事業に使ってきたということでございました。財政課長からは、平成26年度からは今までは財政と企画で使途を決めて使ってきたが、今後平成26年度からは各課にお任せといいますか、その各課の枠の中で絞って使って使途を考えてといいますか、各課に委ねて絞って使っていくというふうなことでございました。ぜひそういった寄附される、納税される方の意思を考えて有効に本当に活用していただきたいなという思いでございます。

3点目に、より多くの納税寄附をしていただくためにPR方策を考えてはというふうなことで思いますが、いかがでしょうか。

○相浦勝美企画課長

PR方策はということでございます。

現在、白石町のホームページ上に白石町ウェブサイトふるさと納税ふるさとまちづくり応援サイトというものを開設をいたしております。ふるさと寄附金で白石町を応援してくださいというメッセージを全国へ発信をしておるところでございます。この

中には、ふるさと納税制度とは、寄附の活用メニュー、寄附の手続について、あるいは税制上の優遇措置について、優遇措置を受けるにはなどを載せているところでございます。また、ふるさと寄附金の申し込み、充当状況、そして寄附者からの応援メッセージも載せております。もちろん本人さんからの了解を受けてでございます。幾つか紹介をいたします。生まれ育った白石町のさらなる発展のため継続的に応援をしていきたい。ふるさと白石は私の若き日を育んでくれました。感謝の一言です。次世代を担う人に活気と魅力あるまちづくりを応援したい。白石町の美しさをいつまでも願っております。町の発展をお祈りいたします。ホームページ上で載せている内容でございますが、このようなことも載せている状況でございます。

ほかにはPRはどのようにという御質問でございますが、関西福富会、あるいは東京白石会、東京福富会、東京有明会、町の出身者と交流の機会があります。そのときには町職員を派遣をいたしまして、チラシあるいは寄附の申込書を準備してPRに努めているところでございます。

以上です。

○井崎好信議員

PR方策としてはホームページで応援サイトを開設をして寄附者の応援のメッセージも入れているというようなこと、そしてまた県人会、関東、関西の白石、有明会、福富会等にもパンフレット、チラシを配っているというふうなことで御答弁でございましたが、私先日テレビでこのふるさと納税の件につきまして放映がなされておりました、多く集まるところは豪華特典といいますか、お礼に特典をつけて送っているというふうなところが非常に多く寄附が集まっている、町外、市外のふるさとじゃなくても集まっているというふうなことをテレビで放映を見ましたけれども、そういった考え方の今先日企画でお伺いしましたが、幾らかのその特産品を送っていると、お礼に送っているというふうなことでございましたが、その豪華、寄附した方がもうけはせんですが、こういうものをもらったら得したような気分になるなというような、もちろん地元の特産とか6次産品とか、そういう加工品とか、そういったことを豪華といいますか、例えば1万円してもらったら4,000円ぐらいの相当の豪華なそういう特産物ですね。あるいは例えば10万円されたらもう例えば2万円ぐらいでもやると。そういったやり方は一つのやり方は方法でしょうが、そういった一つのそういう特典も経費として考えてよりよくそういう御浄財を寄附していただくためにはそういったやり方はちょっとおかしいかも、寄附金そがんよんによやってもじゃなくて、件数をなただけ集めてそういうそれも一つの財政に充てるというふうなことで、もちろん指定寄附もございすけれども、そういった方法も一つの私は選択と思いますが、その辺のもちろんそういった特典、あるいはさっき答弁にもございましたように税収の面の向上はもちろん、あわせてそういったことをPRをしながらネットなり、あるいはパンフレット、そういったことをつくって、インターネットなりホームページ等でそういったよりよく集める方策、そういうおまけをつけてもらおうと、ちょっと苦しいところもございすが、よその町ではそういった形で多く集められておる。そういったことが特産品を送りますから、そういう本町の農産物なり、あるいは海産物のPRに

もつながって一石二鳥になるんじゃないかなという思いですが、その辺いかがでしょうか。

○相浦勝美企画課長

議員御指摘のように全国の市町村お礼状とともにふるさと納税でございますのでふるさとの珍しい産品、特産品などを送っている状況にあると思います。金額的にたくさん送るとか、高価なものを送るとか、そういうのではなくてふるさとの特産品、懐かしいと思うような産品を各市町村が送っている状況であると思います。今、金額についてですが、大体1割程度はお返ししようと、各3地区の直売所からふるさとの特産品をセットでお返しをしている状況でございます。しかしながら、3,000円ということになりますと、やはり1割というわけにはいきませんので1,000円程度、1万円、2万円ぐらいまでが2,000円程度、あるいは3万円になりましたら1割程度で3,000円、5万円以上は5,000円と、10万円も100万円も5,000円でございますけれども、お礼状を込めて特産品をセットでお送りしている状況でございます。

以上です。

○片渕克也財政課長

非常にふるさと納税をしていただくというのはありがたいことでございます。ただ、本来このふるさと納税制度というのはいわゆる納税した額に応じて本来の税が控除されるという、こういう仕組みになっております。そのことについて高額な例えば恩典を差し上げるというふうなことになるれば、その辺の考え方、本来納めるべき税金がこれがふるさと納税で控除されたと、そして納税した分にはまた恩典が返ってきたというのはちょっといかがかなというふうなところもあります。それで、一応2,000円の限度額というのがありますので、考え方としてはその辺ですね。額に応じて若干の増減はあると思いますけれども、その辺の考え方に落ちついたほうがいいんじゃないかなというふうなところですよ。

以上です。

○井崎好信議員

寄附をされた方には大体1割程度のお返し、返礼をしているというふうなことでございました。私はもうちょっと豪華に特典をつけたらどうかというふうな考え方だったわけですが、先ほど財政課長の答弁ではそういったことでは控除にも影響がしてくるというふうなことで、ちょっとその辺戸惑うところでございますけれども、近隣の中でも白石町、非常に高い寄附金がいただいております。そういったことではございますけれども、少しは許容範囲の中でもうちょっと得したなど、寄附したけん、がんとぼもろうてほんによかった、そういうことがいろいろ口コミになってよその方からでも町外、あるいはふるさと白石町でもない方でも口コミによってもっとそういった形でもできるように許容範囲の中で返礼をしていければと、いただいたらというふうに思います。

次に、移らせていただきます。

3項の交通安全指導員についてでございます。

交通安全指導員さんは読んで字のごとく交通安全の指導はもとより通学路の街路指導、あるいは町内の行事、そしてまたイベント等で会場への人の誘導なり、あるいは駐車場への車の誘導というふうなことで非常に忙しい中に任務についておられるわけで、本当に町民の交通安全防止本当に一躍を買っていただいているという思いはするわけでございます。

1点目に、体制と処遇はということでお尋ねをしております。御答弁をよろしくお願いいたします。

○百武和義総務課長

交通安全指導員さんについて御質問でございます。

先ほど議員おっしゃいましたように交通安全指導員さんにつきましては町民の皆さんを交通事故から守るために街頭指導、またイベント時の指導、それから交通安全啓発活動、こういったものを実施していただきながら、正しい交通ルールとマナーの普及のために日夜御活躍いただいております。本当に感謝を申し上げているところでございます。

体制と処遇についてお尋ねでございます。まず、体制につきましては白石町交通安全指導員に関する条例を設置しておりますけれども、この中で定数を48名以下ということにいたしております。現在の交通安全指導員さんの実際の数につきましては43名ということになっております。資料要求があつておりましたので事前にお配りをしておりますけれども、その表を使って御説明をさせていただきますと、白石地域が19名、福富地域が11名、有明地域が13名、合計43名ということになっております。この交通指導員の数につきましては近隣の市町等と比較をしてみますと、武雄市の76名に次ぐ多さということにはなっております。

次に、処遇についてお答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、年間の報酬が5万6,000円でございます。それに、1回の出動に対する費用弁償が1,000円ということになっております。それから、制服等につきましては制服の上下、帽子、ネクタイ、ワイシャツ、防寒着、かっぱ、誘導棒等、活動に必要なものについては支給をさせていただいております。

以上です。

○井崎好信議員

条例では定数が48名というふうな中で本町は資料によりますと43名というふうなことで白石地域内で、あるいは福富、有明地域なり、それぞれバランスよく各区に1人とはいかないまでも43名の方、バランスよく配置がなされているかなというふうに思うわけでございます。先ほど答弁いただきました処遇というふうなことで報酬が年間に5万6,000円というふうなこと、そしてまた費用弁償、出動1回当たり1,000円だというふうなことでございました。私はこの報酬年間5万6,000円、これはもう条例に基づいてのことでございます。高いとも安いとも言えないわけでございます。

もう2点目に入らせて、関連をしておりますので処遇の改善の考え方はというふう

なことでお伺いをいたします。

今、年間5万6,000円、そしてまた1回につき出動が1,000円、年間に何回出動がえられるのか、その辺何回出動が平均してといたしますか、いろいろ違うかと思いますが、平均してどのくらいの回数なんでしょうか。

○百武和義総務課長

交通安全指導員さんの年間出動回数ですけれども、交通安全指導員さんにつきましては交通安全週間とか、それから毎月の1日、20日の街頭指導ですね。それとあと、各種イベント等での指導をしていただいておりますけれども、1人当たり平均をして52日、年間52日の出動ということになっております。

○井崎好信議員

相当な出動というか、回数だろうと、52日というふうなことで思います。非常に激務というふうなことがここですかい知れるかなと思います。先般11月15日に功労者の表彰が総合センターでございましたが、その折にも交通安全指導員の方も表彰されておりました。36年間の長きにわたって退任をされたというふうなことで、見ておりますとほとんどの退任される方、本当に長い期間任務につかれての退任ということだろうというふうに思います。私は改善といいますのが年間5万6,000円報酬があつて、そして年間平均52回と合わせますとそう多くは非常に仕事を休まれて持ちながらされてそういう任務ついておられるわけでございます、そしてまたそういった激務でもございます。そして、何といたしましても交通指導、あるいは駐車場での誘導というふうなことになりますと、ある程度危険も伴う任務じゃなかろうかなと思うところでございます。私の改善といいますのは、そういった退任をされるときに慰労金といいますか、退職退任の慰労金をもうささやかでもそういったことを設けられたらどうかという思いで質問をしているところでございます。この件につきましてはこの金銭的な報酬の問題はよろしければ町長にその辺の所見をお伺いをしたいと思いますが、どなたでも結構です。

○百武和義総務課長

交通安全指導員さんに対する退職の慰労金ということでの御質問でございます。

交通安全指導員さんにつきましては非常勤の特別職という身分でございます。この非常勤特別職にはそのほかにもいろんな委員さんおられるわけでございます。例えば例を挙げますと、昔の体育指導員さん、今のスポーツ推進委員さんですね。こういった方も長く務めをしていただいている方もございます。そういったほかの委員さん方との均衡ということもちょっとございます。それとあと、県内の特に近隣の町等の調査もいたしました。近隣の町でこういった退職の慰労金については支払われてはいないということでもございました。そういったことで、すぐに慰労金について考えましようということにはちょっとならないかと思いますが、ほかの町の動向を見ながら今後考えていきたいということでも思っております。

以上です。

○井崎好信議員

交通安全指導員さんは非常勤の特別職というようなことでほかの指導員さんとの整合性を考えるときにちょっとなかなかそういうことにはいかないと、今後考えていくというふうなことでございました。町長、答弁してもらうてもよかですか。

○田島健一町長

交通安全指導員の皆様にも日夜御協力をいただいているわけでございますけれども、先ほど総務課長がお答えいたしましたとおり、町の行政にもいろんな形で非常勤特別職で御協力を承っている人たちもいらっしゃいますし、他町とのつり合いというのもございますので、今後まだまだ検討させていただきたいというふうに思います。

○井崎好信議員

そういったことで、非常に仕事を持ちながら任務につかれていますわけでございます。幾ばくかのそういった退職支給ももちろんほかのいろんな指導員さんも含めてやはりこういった時代でございますので、もちろんボランティアでしていただいていることはもう十分承知はしておりますが、そういったことも今後検討しながらお願いをしたいというふうに思います。あした12月11日から冬の交通安全県民運動が始まるという、10日間ですか。これもまた交通安全指導員さん方の寒い中に安全指導をなされていくものだというのでございます。本当にお骨折りでございます。

ちょっと若干時間残しましたが、これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○白武 悟議長

これで井崎好信議員の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

14時11分 休憩

14時25分 再開

○白武 悟議長

会議を再開します。

先ほどの井崎議員の質問の中でふるさと納税の金額を7,993万円というふうに言われましたけれども、実際は799万3,000円ということで修正の申し出がありましたので、報告をいたします。〔28ページの発言分〕

次の通告者の発言を許します。秀島和善議員。

○秀島和善議員

私は今回の一般質問で現在全国の農家の方が大変不安に思っている減反廃止の問題をまず第1項目として町長にお尋ねをいたします。

減反廃止は日本の農業を壊滅していく、そういう内容であると私は受け取っています。ですから、断固反対をしていくことが必要ではないかと思うんです。政府が米の生産調整を5年後をめどに廃止する方針を決めたことは国民の主食である米の需給や

価格安定に対する国の責任を将来的に全面的に放棄することを意図しています。生産現場を無視して政府の産業競争力会議等を通じた財界の意向に沿ったものです。農家経営の大規模化や大幅な生産コスト削減に結びつかない補助制度を廃止することとしています。また、これは環太平洋連携協定T P Pへの参加による関税撤廃、農産物輸入に一層の自由化を見越しています。圧倒的多数の農家や地域の農業を一層困難に陥れかねません。町長におかれては断固反対を具体的な形として表明して関係機関にこれから事あるごとに減反廃止の撤回へ向けて行動されることを強く希望するものです。町長にその認識と考えをお尋ねをいたします。

○田島健一町長

秀島議員の御質問、減反廃止、断固反対をという御質問でございます。

国は毎年過去の需要実績をもとに米の全国及び都道府県別の生産目標を設定し、農業者、生産者団体との連携のもと生産数量目標に沿った米の作付を推進してきました。しかし、米の消費量は人口減少や少子・高齢化の影響、年々減少する傾向に歯どめがかかっていません。2012年度の米消費量は1人当たり年間56.3キログラムで、1960年代の半分にまで落ち込んでいます。幾ら生産調整、減反を強化しても消費減少に追いつかない構造的な供給過剰に陥っているのが現状でございます。生産調整、減反の目的は、減り続ける主食用米の消費に合わせて生産数量目標を設定し配分することで生産過剰がもたらす米価の低落を防ぎ、農家の所得を維持することにあります。このような中、生産調整、減反を5年後の2018年度をめどになくす方針が決定をされたところでございます。白石町では、米の生産調整、減反が始まって以来、常に目標を達成し、また全国に先駆けたブロックローテーション方式による団地化を図るなど、生産者総意のもと米、麦、大豆などを組み合わせた生産性の高い水田農業が展開されてきました。主食用米の消費減退が続く中、今回示されました飼料用米など水田に適した水稻の作付を基本に、麦、大豆を組み合わせる水田フル活用の推進は必要なことだと考えますが、余りにも性急過ぎる農政転換に生産者や生産現場では不安や混乱が広がっているのが現状です。

今月1日に、佐賀県農政協議会白石地区支部の農政問題学習会が開催され、今回の生産調整の見直しを初めとした大幅な政策転換に対し水田農業政策の確立に関する緊急要請が提出されております。町といたしましても生産者の皆さんが今後も安心して営農を継続できる環境の整備を図るため、生産者を初め農業団体から寄せられる御意見を現場の声として今後の政策に反映させるよう、関係機関と連携し、国に要請してまいりたいと思っております。

なお、11月20日に全国町村会での決議、昨日でもお話を差し上げましたけども、この中での重点要望を紹介いたしますと、攻めの農林水産業の推進に当たっては条件が不利な地域の存在と生産現場の実態に十分配慮し、我が国の農林水産業及び農山漁村の再生活活性化を図ること、なお経営所得安定対策と米の生産調整の見直しに当たっては、1つ、現場に混乱を来さないこと、2つ、関係者の意見をよく聞くこと、3つ、小規模農家を切り捨てないこと等について十分留意することが決意をされているところでございます。

以上でございます。

○秀島和善議員

11月20日の大会において決議された点については私も全く同感であります。

まず、産業課長にお尋ねいたしますけれども、きのうの大串議員の質問にも重複するところがありますけれども、今回の改悪の内容とT P Pとの関係はどのようにつながっているのでしょうか。ひとつ今回の改定内容を紹介していただき、このことがT P P、いわゆる関税撤廃にどのようにつながっていくのか、大変農家も関心を持っております。私はT P Pについても断固反対をし、場合によってはその会議から脱会をすることが必要ではないかと考えていますけれども、産業課長のお考えを聞かせていただけますか。

○赤坂隆義産業課長

今回の水田生産調整等の見直しにつきましては大きく言いまして今まで生産調整に協力した方には米の直接支払い金として1万5,000円を支払うというような内容でございました。それが、今回の見直しでその財源の分を直接支払い、日本型の直接支払い、それとまた水田活用直接交付金、いわゆる転作奨励金を拡充して飼料用作物等の作付を誘導するというような仕組みでございます。それをもとに推進をいたしまして、5年後には減反の廃止を農家みずから判断するというふうな仕組みを誘導するような政策でございます。T P Pとの関連ということでございますけど、確かに私も生産調整については米価の価格の低落を防ぐための政策だと思っております。このT P Pに関しては断固重要5品目については必ず阻止するようにしていかなければならないと私は思っております。

○秀島和善議員

重要5品目については絶対に正規化して守っていくことが必要だということは私も考えています。そこで、産業課長、もし万々が一、この重要5品目についても関税を撤廃するというような事態になったときには本町においてどういう影響が出てくるのでしょうか。

○赤坂隆義産業課長

重要5品目等の影響額ということでございますけれども、ちょっと今ここに資料を持ち合わせておりませんので、あともって報告させていただきたいというふうに思います。

○秀島和善議員

町長にお尋ねいたします。私は今度の減反政策廃止、このことはきのうきょう始まった内容ではないというふうに理解しています。御承知のようにこの戦後1952年に農地法ができ、1961年に農業基本法ができています。米の生産余り調整が1970年から減反を開始し、今日まで過ぎています。また、1991年、牛肉、オレンジの輸入自由化、

1993年ウルグアイ・ラウンド合意、そして1995年にはミニマムアクセス米、最低輸入量の米の輸入開始が始まりました。こういうふうには生産調整が戦後の自民党の政治のやり方の中で終局的にはT P P参加も含めて進んできていますけれども、きちんと今の段階でT P P交渉にも撤退をし、生産減反を廃止していくことが今求められているというふうに考えています。そこで、町長の認識はいかに考えていらっしゃるのでしょうか。

○田島健一町長

T P Pの問題でございます。T P Pにつきましては、現在7日から本日10日にかけてシンガポールのほうで閣僚会議やっというふうでございます。新聞紙上、報道機関報道を聞くとちょっとなかなか10日までは妥結は難しいだろう、年内決着は難しいだろうという方向でございます。これについては背景としてはやはり安倍総理が言われているように守るべきものは守っていくという姿勢がここにあらわれているんじゃないのかなというふうに思っております。そういうことで国益を最大限に実現するために最後まで粘り強い交渉を続けてほしいと私自身は思っているところでございます。

○秀島和善議員

私たち日本共産党は今回の補助金撤廃の問題にしる、T P P関税率撤廃について、そういう方法ではなく、これから述べますけれども5つの点で農政に必要ではないかと考えています。柱の一つに農産物の価格の安定と保障を中心に環境保全などの所得補償を充実させることが大事です。2番目に、米価では過去3年間の生産コストの平均を基準として販売価格との差額を補填する不足払い制度を創設します。3番目に、米の需給や流通の安定に政府が責任を果たすこと。余剰米が発生した場合、政府買入れをふやすこと、需給調整を図ることが大事だと考えます。4点目に、米の生産調整は転作条件に思い切って有利にし、農家が安心して増産できる条件を整えることを優先します。最後に、5番目として、青年など新規就農対策の充実、畑作、畜産、野菜、果樹などにも実態に即した価格の安定、価格の支持制度と所得補償の拡充を提案しています。こういう制度を今すぐつくっていくことが大事ではないかと思っておりますけれども、町長の認識はいかがでしょうか。

○田島健一町長

今、秀島議員からいろいろ言っていただきましたけれども、私ども町といたしまして具体的にどうのこうのはないかと思っておりますけれども、T P P問題についてはいろいろ動きを注視しながら見ていかにやいかんやろうし、農業政策そのものについても県とか農協等々とも連携をとりながら行動を起こしていかにやいかんというふうに思っているところでございます。

○秀島和善議員

町長はこの日本農業新聞のT P P緊急特集号、目を通されましたか。

○田島健一町長

しておりません。

○秀島和善議員

この日本の農業新聞、T P P 緊急特集号には大きく写真入りで掲載してありますけれども、10月2日に東京都千代田区日比谷野外音楽堂でのT P Pに関する国会決議の遵守などを求めて頑張ろう三唱を行う全国代表者の参加者ということで全中においても今の5品目の正規化が十分保障されたと言えないという実態の中でT P Pから脱退をしてほしいということも含めて要請がされています。私はこの全中の行動定義にも即して町としてもT P Pについての意思表示を目に見える形で町民にアピールする必要があるんじゃないかと思うんです。御承知のように農協の支部にはT P P反対ということでのステッカーやのぼり旗がつけられています。私は白石町としてもそういう意思表示を町民に、また町を訪れる他県地域の方々にもそのことを示していく必要があると思いますけれども、町長そういうお考えはございませんか。

○田島健一町長

先ほどもお答えいたしましたように農産物の重要5品目については現在いろいろと議論中でございます。先ほども言いますように現時点においてはまだまだ見えない状況、その背景には先ほども言いましたように国としてもやはり農業、地方の農業というのを守っていかにかいにかんというのが根底にあるからこそ安易な妥結はされていないんじゃないのかなというふうにも思っているところでございます。そういうことで、政府の交渉を注視をしながら農協さんであるとか、県とともに行動を起こしていきたいというふうに思っているところでございます。

○秀島和善議員

私は小学校の2年生か1年生のときだったと思います。旧福富町が米づくり日本一になって立派な公民館がつけられました。そのときは私自身はその日本一の賞をもらったような、そういう感動を今でも覚えています。それからすると、今日の事態がいかに農業を破壊し、地域農村を破壊し、そして食料がこれから不足すると言われる世界的な状況の中で減反政策が見直しされ、さらにT P Pに参加し、5品目まで関税が撤廃されるような事態になれば、本当に白石農業だけではなく白石町の生活そのものが壊滅していく事態になりはしないかということをお大変憂慮しておりますので、ぜひ町長におかれましては農協や県の反対に向けての取り組みに賛同していくということはもちろんですけれども、そこは先頭を切ってでも町長としてこの農業、そしてとりわけ米価を守るという立場で頑張っていたきたい、そのことを強く申し上げ、次の項目に移させていただきます。

通告の2番目には、後期高齢者医療保険事業についてお尋ねをしております。

高齢者の命と生活を守るために後期高齢者医療保険料は私は引き下げるべきではないかということをお提案し、通告に書いておりますけれども、平成24年度、2012年度、

平成25年度、2013年度と、2カ年の後期高齢者医療保険料が大幅に引き上げられました。引き上げの内容を見ると、均等割率の前回からの上昇額が2,100円、4.43%アップです。所得割率が0.8ポイントの上昇となり、総額では前回保険料との比較で1人当たり年間平均2,875円の増額となっています。本町においては、辛うじて保険証を持っていないという方は実態はありませんけれども、保険料の滞納額と件数のみは増加しています。22年度、ここは23年度としておりますけれども訂正しといてください。間違いです。22年度の滞納は24件の65万4,906円となっています。ほとんどの高齢者が年金天引きの中、年間18万円以下の年金者の低所得者は直接保険料を納入するシステムです。その方たちのこの滞納の実態です。

九州経済調査協会が発表した九州7県、そして山口、沖縄の人口の将来推計調査を分析しているように少子・高齢化が進み、2035年の人口のうち65歳以上が占める割合は2010年比で9.2ポイント増の33.8%になると考えられる。これまでのように高齢者に医療費の増加分を押しつけるようなシステムは今でも破綻しているのに、近未来の高齢化社会にこの制度が全く責任を果たさないことは明らかです。佐賀県後期高齢者医療広域連合では、年明けの2月定例議会で保険料の引き上げを検討されているようですが、どのような内容になっているのか、このことについては担当の課長にお尋ねします。

最後に、町長には高齢者の命と暮らしを守るために保険料の引き下げに向けての全力を挙げていくべきではないかと考えています。町長の考え方も聞かせていただきたいと思います。

○一ノ瀬清雄住民課長

佐賀県後期高齢者医療広域連合の年明けの2月に定例議会で保険料の引き上げが検討されているという御質問でございます。

この内容でございますが、平成26年度、また27年度の保険料の改定に当たりましては御質問の中にもございますように現在佐賀県の後期高齢者医療広域連合による保険料の算定中でございます。今後は担当課長会、また副市町長会、それに運営懇話会、その後また理事会を経て来年の2月に議員申されるように本会議において決定されるものと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○田島健一町長

高齢者の命と暮らしを守るために保険料の引き下げに向かって全力を挙げるべきではないかという問いでございますけれども、先ほど課長が答弁いたしましたように来年2月に本会議でもってこの保険料率については決まってしまうものかと思っておりますけれども、佐賀県後期高齢者医療広域連合においては余剰金の活用、財政安定化基金の活用等により保険料率の上昇抑制に努力されておられますけれども、今後の被保険者の増加及び1人当たりの医療費の伸びを考えますと保険料率の上昇というものは否めないものがあるというふうに考えられます。今後は、保険料の軽減措置の見直しによる保険料軽減対象の拡大措置も実施される予定でございます。町といたしましても後期高

齢者の皆さんの健康と福祉の増進のため、関係機関との連携を密にして対応していきたいと、対応していきたいというふうに思っております。なかなか引き下げというところまでは厳しいものがあるんじゃないかなというふうに思っているところがございます。

○秀島和善議員

この2年間は先ほど申しましたように引き上げがされました。その前の2年間は据え置きということで進んでまいりました。担当の課長にお尋ねしますけれども、もう師走に入り、年が明ければすぐに2月の定例議会が待っております。先ほども申しましたけれども、高齢者にとっては暮らしにくい今の社会になっていると思います。例えば1カ月6万5,291円の年金が入っている方に振り込みの通知書を見せていただきました。そこには介護保険料の分として4,900円差し引かれています。そして、後期高齢者医療保険料として600円引かれています。介護保険料と後期高齢者合わせますと5,500円になりますけれども、1カ月6万5,000円程度の年金の中で8.4%、5,500円の年金が年金の中から差し引かれているという実態を見たときに私はやはり国、県からの助成をしっかりと保障し、2年に1回の3月、4月の改定には引き下げを強く要望すべきだと考えますけれども、担当課長にお尋ねしたいのは、現在進行中でありませけれども保険料の上げ幅なり金額なり、具体的に担当課長の中でそう話し合いがなされているものなのでしょうか。

○一ノ瀬清雄住民課長

現在の引き上げ等についての試算を広域連合のほうで行っておられます。その分の進捗状況等については課長会等を通じて御報告をいただいているところがございます。最終的な均等割、また所得割の額が決定するのは先ほど申しましたように本会議のほうで2月に決定するわけでございますけれども、現在いろんな24年度の実績、また25年度の現在までの歳入歳出の状況等を勘案しながら試算をされている状況でございます。実際、その高齢者の医療の確保に関する法律に基づいてこの後期高齢者医療の保険料等についても設定がなされているわけでございますが、当初の保険料率でございますが、当初20年、21年度につきましては保険者については1割、そして公費と申しますが国、県、町、これで5割ですね。そして、いろんな国保、国民健康保険を含め、また協会けんぽ、あるいは健保組合等々の若者世代と申しますけれどもゼロ歳から74歳までの方々が支援を後期高齢者医療に支援する部分が4割ということでございます。その保険料の1割については当初は10%でございました。ところが、やはり高齢者は年々増加するという状況でございます。してもらえんということでございますが、若年者の方々はやはり少子・高齢化ということもありまして、数が逆に減るというふうな状況の中で法の中でその算定基礎は当初は1割でございますけれども、徐々に11%とかまでなるかどうかは定かではございませんが、10.何々%、それにまた次の切りかえ時についてはその部分をベースにまた若干の保険者の納めていただく部分がウエートが高くなるという仕組みでございます。ところが、実際の佐賀県の後期高齢者医療の中では現在24年度の実績でございますけれども、総収入支出1,163億円、佐賀県で

すね。の後期高齢者の中の予算が1,163億円でございます。その中で保険料を御負担いただいている金額が65億円ということでやはり軽減措置等がございます。9割軽減、8.5割軽減、5割軽減、2割軽減、こういった部分を軽減措置もございますので、実際の御負担は歳入総額に占める割合でございますけれども5.6%程度でございます。ほかにいろんな国、県、また町からの公費負担もございますし、あと国民健康保険が支援する支援金の中には、また国からの後期高齢者支援金分としての部分もいただいた部分を後期高齢者の4割の部分に支援をさせていただいていると、こういう状況でもございます。

以上でございます。

○秀島和善議員

今、担当課長会議の中で上げ幅について10%から数%上げるということが具体的に論議されているようですけれども、課長、もう少し具体的にその町民負担がどのくらいになるのかと、1人当たり平均均等割や所得割率ということで論議がなされているのではないかと思いますけれども、その点いかがでしょうか。

○一ノ瀬清雄住民課長

その先ほども申しましたように均等割、所得割の最終的な額についてはこの場ではまだはっきり出せないという状況でございますので、そこは2月の最終的な段階にならないとお答えはできないということでございます。ところが、先ほど申しましたように保険料の1割負担の部分については前回の負担率は10%であったのが、これが10.51%、そして今回については10.73%程度に引き上げられる見込みでございます。その分を若年者の保険料の支援金のほうが若干前回の負担率、4割となっておりますけれども39.49%ぐらい、39.49%ということで今回は39.27%に若年からの支援の部分は引き下げになる見込みであるというふうな状況でございます。先ほど申しましたように均等割、所得割が最終的に今回幾らになるというのは現在のお答えはちょっとできない状況でございます。

以上でございます。

○秀島和善議員

今、後期高齢者医療保険の広域連合で論議がされている内容を見ましたらば、自民党、公明党の政府が進める消費税増税と一体になって社会保障改革と言いながら改悪に向けて進んでいるのではないかと思います。後期高齢者医療保険料に限らず、例えば介護保険事業ですと要支援を保障給付から外すとか、特養入所を要介護3以上に原則制限するとか、また介護保険料利用料を1割から2割にするということなども論議されているようです。医療の分野を見ますと70歳から74歳の患者の負担を1割から2割に引き上げること、そして病床削減で患者を減らすこと、また入院時の食費など患者負担の増、負担金をふやしていくこと、年金で申しますと過去の物価下落の分を削減すること、恒久的に支給減や年金強化税強化、支給開始の年齢引き上げ、このように政府が消費税を来年8%にすると、再来年は10%にしていくということを言って

おりますけれども、その保障のもとで社会保障に予算をしっかりと投資をするということをおあるごとに伝えておりますけれども、実態は介護、医療、年金、保育の分野においても国民の生活を切り捨てていくことにつながりやしないかということをお大変危惧しております。その点、大きい観点ですけれども担当課長の認識はいかがなものでしょうか。

○一ノ瀬清雄住民課長

先ほど子育て、医療、介護、4分野等々に申されましたけれども、国保の見地で申し上げますと厚生労働省、また内閣府は26年4月から消費税を8%への3%引き上げによる増収分についてなんですけれども、これを社会保障への配分案を公表をされております。昨年の社会保障・税一体改革論議で市町村国保への2,200億円の公費投入が決まったわけですが、これは26年度に全額投入することは見送り、国保料、国保税の5割、2割軽減の拡充分に500億円を投入する方針を明らかにされております。残る保険者の支援制度への1,700億円の投入は今回実施を見送るとされておりますけれども、保険料の軽減制度は軽減費用の4分の3を都道府県、また4分の1を市町村が負担をいたしております。拡充分の国と地方の配分は予算編成の過程で検討はなされるというものでございます。後期高齢者医療制度の5割、2割の軽減の基準は国保と同じで今回国保制度と同様の改正を実施をされております。120億円の費用の増収分でその後期高齢者の医療制度への軽減分を賄うとされておまして、全国で100万人の方々の保険料が軽減されるということで試算がなされているところでございます。

また、先ほど町長申されたようにその5割軽減、2割軽減等の見直し等がなされ、基準額と申しますか、収入額に占める年金等で申しまして収入額に占める額がこれまでより多目に年金を受給されている方々まで2割軽減、5割軽減の算定に入るといふふうな仕組みで、その軽減措置も拡充がなされているということで中間層の皆様方々には今回の制度等でこういった措置がなされているといふふうな状況でございますので、国等の考え方も一定のこの制度については一定の理解をさせていただきたいと、このように思う次第でございます。

以上でございます。

○秀島和善議員

5割軽減や2割軽減は存続していくということをお強調されておりますけれども、繰り返しませんけれども介護分野、医療分野、保育、そして年金の分野においても現在政府においては改悪がなされようとしています。その中で消費税を8%にすると言っています。私はそういう政策ではなく、消費税はとりわけ食料品、衣料品など全てにかかってくる内容ですので、どれだけの国民がこのことによって増税につながっていくのか、はかり知れないものがあります。断じてそのような方策を進めていかないよう、私は町長にも重ねて申しおきしておきたいと思っております。

それでは、通告の3番目に入らせていただきます。

町長にお尋ねいたします。道州制にはきっぱり反対を表明して現在の白石町の自治

体を守っていくことを強く要求をしておきます。道州制は財界が究極の構造改革と位置づけ、長年要求してきたこと、国家制度の大改編です。国の仕事を外交、軍事、通商、司法などに限定し、憲法にうたわれた社会保障や教育など、国民の基本的な権利義を守る責任を投げ捨てるものです。国から地方への財政支出が削減され、住民施策の水準を確保することが今危ぶまれています。財界は、広域行政を担う道州に道路や港湾など大型事業へ財源を集中させることを求めており、住民生活の切り捨てが一層進みます。町長においては、自治体を変質させる道州制導入と市町村再編に強く反対し、道州制基本法の制定を阻止するために関係機関に対して積極的に働きかけていくべきだと考えますが、町長の道州制の認識とこのことについての考え方をお尋ねいたします。

○田島健一町長

秀島議員の道州制に対する質問でございます。

導入の必要性や内容については十分な説明や合意がない状況の中で地方分権改革の総仕上げや東京一極集中の是正などの主張のもとに枠組み先行の議論がまさに今行われていると考えております。道州制につきましては、全国町村会や佐賀県町村会等の考えと私の考えは同一でございます。現在の道州制議論は国のあり方を変える大きな問題であるにもかかわらず、平成の市町村合併の検証や国民的な議論がない中で市町村の位置づけや税財政制度など、道州制が市町村や住民にどのような影響をもたらすのか明らかにされないまま変革の期待感だけが先行している議論であると認識をいたしております。

道州制の目的や基礎自治体のあり方など明確な姿を地方自治体や国民に示し、なぜ今道州制導入を議論しなければならないのか、特に地方自治体と十分な議論を重ね、理解を得ることが法案上程の前提であると考えております。具体的内容について道州制国民会議に委ねるとなっておりますが、議論を尽くす点が数多くある中で法案の国会提案提出は拙速であり、憂慮されるところであります。全国の町村長会といたしましては、平成20年度の全国町村長大会特別決議以来、一貫して道州制の導入には反対をしております。ことし5月にも九州地区町村長会として道州制の導入に反対する決議を行い、道州制については地方と十分な議論を重ねるよう中央に要請を行っているところでございます。今後もさまざまな機会を捉えながら市町要請を行っていきたいと考えております。

以上です。

○秀島和善議員

道州制についての考え方は全く私も町長が今ほど回答されましたけれども同感であります。11月21日、町長も参加された全国町村大会で特別決議として上げられています。ここに道州制は地方分権の名をかりた新たな集権体制を生み出すものである、また税源が豊かで社会基盤が整っている大都市圏へのさらなる集中を招き、地域間格差を一層拡大する、加えて同州における中心部と周辺部の格差が広がり、同州と住民の距離が遠くなって住民自治が埋没する懸念すらあるということで特別決議の中にうた

われています。私も全く同感であります。ぜひこの道州制については具体的な形にあらわれるように町民に対してわかりやすい方法で道州制について考え方を示したらどうかと思えますけれども、町長どうでしょうか。例えばTPPと同様ですけれども、白石町としては道州制に反対をしているんだということをアピールしていく方法などを考えていらっしゃいませんか。

○田島健一町長

先ほども言いますように国民的議論をしていかにやいかんということでありまして、私が先導して町として町長としては反対はしているものの、住民の皆さんたちはどう考えていらっしゃるかわかりませんが、こちらの考えに持っていくということはいいかと思えますけれども、余り具体的に行うのはいかがかなというふうに思います。そういった考え方を一つのほうに持っていくというのはいかがかなと。ただ、私としては町として町長の立場としては道州制に反対していきますというのは明らかにしていきたいというふうに思います。

以上です。

○秀島和善議員

今議会としても私たち議員として地方自治を守ることや財政的な基盤を保障していくという立場で何らかの形でこの議会でも意見書を上げていきたいという意向で進めております。ぜひ道州制には反対をして白石町の自治を守っていくことを改めて強調しておきたいと思えます。

続いて、大きな項目の4項目めの(1)であります。このことについては教育長や担当課長にお尋ねいたします。

全ての子供たちの発達保障を町政の根幹にということで、まず第1点です。全国学力テストの学校成績を自治体判断で公表できるように検討が進んでいますが、学力テストは本来学校ごとに学習到達度を分析して指導法を改善させ、PDCAサイクルを通して学力向上につなげるのが目的のはずです。PDCAといいますのは、プラン、計画、ドゥー、実行、点検評価がチェック、Cですね。そして、Aに改善をすることでPDCAのサイクルを通して学力向上につなげるのが目的のはずです。安易に公表すると序列化を促し、平均より上か下かということに過剰に反応するようになります。教育長の学力テストのあり方とテストの公表についての認識を聞きたいと思えます。教育長、いかがでしょうか。

○江口武好教育長

今の御質問、2つの点があったかと思えます。学力テストについて、そのあり方、もう一つ公表の仕方、公表についてのその認識かと思えます。

まず、前者について考えを答弁という形で述べさせてもらいたいと思えます。この学力テストのあり方の認識というのは、これは学力テストの目的であると、そういうふうに私は捉えております。これは2007年度に学力テストは全国の学力テストというのはそれまではちょっと中止になっておったわけですけど再開をされております。こ

の前の12月1日の教育を考える集会のときもその中身については担当の指導主事のほうから御紹介、御案内したかと思えますけど、ことしも25年度につきましても今年度です。4月に小6、中3、これが国語、算数、それから国語、数学というふうにテストがあったわけでございます。その内容については、A、基礎基本、知識を問うもの、それからBというのはその応用を問うものでございます。それともう一つ、家での学習のあり方とか、どういう学習の仕方をしているか、その辺を問うて、その結果をこの前の12月1日には出したかなと、そのように思っております。ところで、目的を申しますときはやはり実施の主体というのはこれは国でございます。国、文科省です。だから、文科省がどういう意図でどういう目的を持ってこういったテスト、予算をとって実施しているのか、それをまず押さえるのが大前提じゃないかなと思うわけです。ちょっと時間のあれもありますけど幾つか御紹介させていただきます。

目的です。義務教育の機会均等、誰でもどこでもという意味です。その水準の維持向上の観点からレベルを低水準以上に上げるんだと、全国的な児童・生徒の学力、学習状況の把握、分析、そして国の教育施策ですね。さまざまあっておりますけど、成果と課題を検証していくと。その改善を図るとともに、そして学校における子供たちの児童・生徒の教育指導の充実、あるいは学習状況の改善に役立てるとというのがこれが大きな目的でございます。だから、さっき議員がおっしゃったPDCAのあのいわゆるサイクルというのはもうまさにそのとおりです。把握をして、そして検証をして、そして改善をしていく、これがずっとぐるぐる回ってきます。そして、らせん状に伸びて恐らくそうすれば日本の子供たちは力がつくだろうという前提です。白石町はこの国の方針というのを受けまして、じゃあどうなのかといいますと、この白石町の場合、国のあるいは文科が出しております、この目的というのを町に読みかえていきます。そういう捉え方をしているわけです。例えば白石町内の子供たちの学力、学習状況の把握、実態をまず知るんだと、これが1点です。これに結果に分析を加える。そして、指導上の改善に生かすんだと、これが2つ目です。そして、町内の子供たちの児童・生徒の学力にかかわっての維持向上を図っていく。これは言いかえますと、学力というのは教育の一つの側面でもございますけど、学力、学んで得た力と学んで得た力を使ってさらに学んでいくんだと、学習の仕方。こういうことを一人一人の子供たちにさまざまな力、能力違いますけど、保障していく。そして、保護者、あるいは地域への町民の方へ説明責任を果たしていくんだと、そういう意味でこの私としては学力テストの狙いとあり方というのを認識をしているところでございます。まず、前段のほうで以上です。

○秀島和善議員

後段のこの学力テストの内容を公表するということについてはどのように考えてらっしゃるんでしょうか。

○江口武好教育長

白石町が学力テストの結果をどうするんだというためには、まず国のこういった方針で出てきたのかというのをそれをまず大前提に言わないと、申し上げないとちょっ

と見えないところもあるかなと思っております。例えば、この公表につきましては、平成25年度まで、25年度につきましては実施主体は国、文科省であると。そして、市町村というのは基本的な参加主体になります。もうわかりやすく言いますと、県教委です。都道府県の佐賀県教委というのは佐賀県内のある学校ごとに教科ごとに点数というのは開くことはできませんでした。これがことしのあれです。それから、市町村教委につきましても開くことはできません。ただ唯一学校については学校長の判断で開くことができたわけです。これがことしの25年度のあれです。なぜそういう理由だった、そういうふうだったのかといいますと、測定できるのは学力の一部じゃないかというのが1つです。それから、学校における教育活動の一側面にすぎないだろうと、学力というのはですね。それから、先ほども出ております序列化、過度な競争云々というような、その辺の配慮ということでございます。ところが、ですから白石町としましては今までは従来どおり学校だけが公表できるようにし、そして教育委員会は公表できないようにするというふうな、これが公式にいろいろ回答しておったわけでございます。

ところが、26年度の実施要領というのが、11月の終わりに送ってまいりました。ここにはこのように書いてあるわけです。保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要であると。納税者への説明責任ということです。それを第1段目に書いてあるわけです。そして、ただ序列化や過度な競争が生じないようにすると。教育上の効果や影響等に云々ということです。ですから、県教委も市町の同意を得られれば公表可かなと、それから市町の教育委員会も可なかなと、学校は従来どおり可です。ただ、その場合はいろいろ縛りというのがございます。そこで、白石町の教育委員会としましては公表はしない、これは方針だけどただ詳細に検討していくんだということになります。何が詳細に検討していくのか。慎重に判断するという、その意味でございませうけど、こういうことです。子供とか保護者とか、地域の負託に応える観点から精査をしていきたいということです。公表も含めてどうすることが白石町の教育の水準維持を図る担保となるのか、保障することができるのかという観点です。だから、仮に公表がするとなってもこれはもう学校だけの責任ではございません。町の教育委員会として具体的にじゃあどういう施策を持つのか、これはもうあわせて持っていかなくちゃいけないわけです。だから、地域とか校区の課題としてともに考えていくと。これが学校教育のもう充実させる、こういうことをきっかけにしていきたいというふうに考えております。このように昨年度とことしは非常に変わっております。国の方針がですね。これは地域住民への説明責任というのが非常に大きく取り上げられ、そこに公表云々というのが出ているわけで、これは国は都道府県の指導機関でございます。教育行政の流れからいえば。県の都道府県教委、県教委は市町の教育委員会の指導機関でございます。だから、その辺は十分に精査といたしまししょうか、詰めながらやっぱり判断していくことになるのかなと。ただ、今の段階は公表しない方針だが、詳細に検討を加えますと、そこまでです。

以上です。

○秀島和善議員

本町においては小学校が8つ、中学校が3校でありますけれども、今の教育長の答弁を聞きますと具体的な数字の公表はしないと、各学校ごとに数字の生徒たちの何点やったとかということでの平均点とか、小学校ごとの中学校ごとの公表はしないというふうに考えていいのでしょうか。

○江口武好教育長

さっき最後に言いましたけど、公表はしない方向だけど精査していきたいということです。そこしか言えません、今の段階では。

以上です。

○秀島和善議員

精査をするという内容はもう少し具体的に今年度で結構ですけれどもどういう内容を精査というふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○江口武好教育長

どうすることが白石町の教育にとって水準を維持向上させることになるのか、それが一番の前提になります。そういうときにここでこうじゃなくてみんなでやっぱり考えていく必要があるのかなど。だから、原則的には今まで公表はしませんと言っておりますので、そしてその上で精査を加えていこうということです。そういう意味の精査ということです。詳しく論議をしていこうということです。

以上です。

○秀島和善議員

私は教育長の答弁を聞いて考え方としては小学校の優劣をつくるとか、中学校の優劣をつくるというようなことがない、そういう公表はしないと。しかし子供たちの学力の不足がどこにあるのか、またどうやって指導すれば学力を伸ばすことができるのか、そういう意味での精査はやっていくということで理解していいのでしょうか。

○江口武好教育長

国が示している公表も可ですよというのは、これは点数を町内の学校の序列をつけて云々と、そういった公表の仕方はだめなわけです。そうじゃなくて教育委員会のここがこの学校でここがこう落ち込んでいたら、じゃあそれをどういうふうに保障していくんだと、どういう道筋で高めていくんだという、その辺も合わせて公表していく。だから、結果として出てくるかもわかりません。ただ、それが一遍に一覧で点数だけで比較検討できるような、そういった出し方はどうかなということです。だから、今もう公表ということ的前提みたいに話をしていますけど、あくまでも検討を加えるということで一番最初の精査ということに理解いただければなと思っております。

以上です。

○秀島和善議員

小学校6年生、中学校3年生が行う全国学力テスト一斉に行われるわけですが、ぜひ小学校の優劣、中学校の優劣につながらないような精査の仕方、そして公表はしないということを改めて強調し、次の項目に移らせていただきます。

4項目めの(2)でありますけれども、日本眼科医師会は10月に2010年度と2011年度に行った先天色覚異常を上げた異常の受診者の実態調査結果を発表しました。受診動機に進学や就職を上げた高校生は7割、就職を上げた大学生は8割に上りました。また、色覚異常と診断された中高生の半数が自身の色覚を認知していなかったことがわかりました。進学や就職などでさまざまな課題があることも報告されています。よって、私は本町の小学校、中学校での眼科の検査のときにおいて色覚の調査、検査を行ったかどうかということを提案したいと思います。私自身は小学校でも中学校でも、この養護室から借りてきましたけれども色の中に数字が書いてあります。こういうものですね。もちろん教育長は御存じだと思いますけれども、こういう検査の色覚異常の検査、本町としても希望者についてはやっていくということが大事ではないかと思っておりますけれども、教育長のお考えを聞かせてください。

○江口武好教育長

9月19日の新聞報道でそのことが載っております、今先ほどおっしゃったようなことが。色覚に問題を抱えている、色覚課題というのは、これは学術用語だそうです。そういうことで使わせていただきたいと思っております。いろいろ中高生について本人、家族が気づかないままに何か就職云々でうんということがあったというようなことで御指摘があつているようです。それで、たださっきも議員おっしゃったようにかつてはこれは子供たち全員が実際に実施をしてあったということで、そしてある時期からこれは経年、年がたつにつれてこれは変わるものではないということで小学校4年生のときに実施をするようになっております。そして、これが平成14年3月に当時学校保健法と言っておりました、今、学校保健安全法、この施行規則に検査項目というのがございます。身長、体重からその他の疾病という12項目ぐらいあるわけですけど、恐らくその中に1項目入っていたのかなと。だから、それが除外されているわけです。どういう、何でかといいますと、色覚異常についての、ごめんなさい。異常というのはこれはさっき言いました学術用語ということです。治験の蓄積により色覚検査において異常と判別されるものであっても大半は支障なく学校生活を送ることが可能である。そういったことが明らかになってきている。これまで色覚異常を有する児童・生徒への配慮をしてきていることを考慮し、色覚の検査を必須の項目から、先ほど言いました1から慎重、体重からずっとあります。そこから削除したということになっているわけです。それから、13年7月には厚労省で色覚検査で異常と判定されるものであっても人間の感覚に頼っていたものが機械による測定も可能になったものもあると、その辺から大半は支障なく業務を行うことが可能である、そういうことで事業者のその面に対する正しい理解の促進も図られているというふうなことです。ですから、そのあたりを受けまして白石町の教育委員会としましては当然検査項目にはこれはないわけです。今の健康診断表というのがございますけど。そのことによる高校進学への支障はない、あるいは学校、今で言う学校保健安全法の施行規則の改正で必須項目か

ら検査を削除されたことをもって色覚検査は実施しないと、そのように捉えて現在に至っているということでございます。

以上です。

○秀島和善議員

色覚検査がこの10年なされなかったことは先ほどの答弁でも、また私も自分で調べた文科省の通知などでわかりましたけれども、現在において教育長の職におかれまして色覚の検査が小学校や中学校でもやはりあったほうが良いという認識はございませんか。

○江口武好教育長

この検査項目というのは国が定めた、国が定めて県教委について各市町に通知されるものであります。だから、それに当然従って検査をしないということになるわけです。だから、学校医さんが例えば定期健康診断とか何かございますけど、そういうときにされる場所の項目からはとにかく除外をして今実施してないということです。だから、私自身がするつもりはということですかね。（「そうです」と呼ぶ者あり）それちょっと、はい。今の現在はそういうことです。ただし、保護者の方がいろいろな学校に担任とか養護の先生に相談をされれば、どうもうちの子は何か算数か何か、特に低学年なんか色で仕分けたり何かしますから、うんって、その辺はもう当然御相談をいただきたいと。だから、それを受けたら、この色覚検査そのものを養護教諭がするのがいいか、専門医と言ったら眼科医になりますけど校医さんをお願いするのが、それはちょっと置きましてもやはりそこは相談を受けて何らかの対処、措置はしていくのが当然だと、そのように思っております。だから、こうしましょうじゃなくて、そういった相談を受けて、そしてその後、その子供にとって保護者からのあれがありましたら対処していこうと、そういう構えでおります。

以上です。

○秀島和善議員

学校ごとに色覚検査を全員するというようなことは私も必要ではないと思っておりますけれども、保護者の方たちから自分の子供たちが例えば数学で板書されたときに赤や黄色を使うということにおいてその字がよく見えないというような場合が出てきたときには担任の先生、また養護の先生に相談をしてもらって、この色覚の検査をするということもあり得るといふふうに考えてよろしいでしょうか。

○江口武好教育長

なぜ平成15年度からこの色覚検査というのが学校保護法の健康診断項目から外されたかといういろいろなあれがあったのじゃないかなと思います。だから、その外されたときに、そのときに国の文科省のほうから来ているあれを見ますと、例えば急にそこがしないようになるわけですから、でも希望とか何かあった場合はほかの子供にはわからないように確実にプライバシーを保障しながら、そしてやりなさいという項

目が中にありました。だから、そのくらいやっぱりこの面については非常にデリケートな面もあったのかなと考えているわけです。だから、こうやって一斉に学校でこうじゃなくてPTA総会とか何かでこうじゃなくて、やっぱり保護者の方がふだんの生活とか、あるいは担任の先生でもそうだと思います。ちょっといろいろな学習とか、中でうんって思われたら自分の学校の養護教諭、あるいは校長先生を通してそういうことは受け入れ態勢としては保障しておかないといけないのかなと、そのように考えているところです。

以上です。

○秀島和善議員

この検査にはこの様式でこの本だけがあれば十分できるんでしょうか。それとも、もしほかに必要な品物、また機械を置いとく必要があるのでしょうか。

○江口武好教育長

それは専門の眼科医さんに聞かないとわかりません。ただ、学校に一応ほぼ保健室とか何かに置いていると思いますけど、石原式ですかね、何か学者さんのつくられた、それでやっていくと思っております。それで把握をしています。

○秀島和善議員

この本の題名には学校用色覚異常検査表というふうにあらわしてあります。福富小学校ではこの本がなかったものですから、福富中学校からこの本は借り受けてきましたけれども、いわゆるそういう相談があったときにすぐ対応できるためにも、この本だけはきちんと用意しとくと。そして、養護教諭とも意思疎通をしとくということが必要ではないでしょうか。

○江口武好教育長

まさにそのとおりだと思っております。

以上です。

○秀島和善議員

学校保健法での規則の一部の改正が続いて10年になりますけれども、今幼いときからテレビや、またパソコンなどを使って、色が鮮明に出るということが通常当たり前の生活になっていますけれども、しかし幼いときからそういう生活になれて色覚の異常が発見されない場合もありますので、ぜひ学校には最低限この本を置いてそういう相談があったときには養護教諭とともにその対応をすぐにやっていただきたいこと旨強調し、私の一般質問を終わらせていただきます。

○赤坂隆義産業課長

先ほど秀島議員の質問の折にT P Pに関する白石町の影響額ということでそれを保留していましたので、それについて報告したいと思います。

T P Pでの本町への影響額はということで、前回25年3月議会の折にも秀島議員のほうから資料要求があっております。そのときから国のほうによる統一試算の数値が変わっております。生産減少率が上がっております。その数値で申し上げたいと思います。米に関しましては生産減少額が9億5,192万8,000円となっております。（「ゆっくり言ってください」と呼ぶ者あり）米ですけど、生産量減少率が32%で生産減少額が9億5,192万8,000円。同じく小麦で生産量減少率が99%、減少額で2億3,416万2,000円。2億3,416万2,000円。大麦で生産量減少率が79%、生産減少額が7,193万2,000円。牛肉で生産量減少率が68%、生産減少額が4億3,274万円。4億3,274万円。豚肉で生産量減少率が70%で生産減少額が143万3,000円。牛乳で生産量減少率が45%、減少額が6,290万6,000円となっております。合わせまして17億5,510万1,000円というふうに算出されております。これはあくまでもJ Aの取り扱い分で算出しております。以上です。

○白武 悟議長

これで秀島和善議員の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

あすも一般質問となっております。

本日はこれにて散会いたします。

15時44分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成25年12月10日

白石町議会議長 白 武 悟

署 名 議 員 前 田 弘次郎

署 名 議 員 溝 口 誠

事 務 局 長 鶴 崎 俊 昭